

話し合いの約束

- ・ 他人を傷つける発言をしない。
- ・ 多くの方の声を聞くために、短く話す。
演説をしない。
- ・ 発言を最後まで聞く。

第1回フォーラムを振り返って

- ・ 受け入れ前提の協議とは

「受け入れ前提」 = 本町の協議方針

「協議」 = JR東海の発生土置き場計画の合理性、安全性の確認

※ 現時点で町が受け入れを決めたというわけではない

- ・ フォーラムの目的について

JR東海の発生土置き場計画の詳細説明を聞き、「将来に亘り安全か」や「対策は十分か」などの懸念を有識者の専門的助言をい
ただきながら、公開の場で確認・解消していくことが目的

フォーラムの位置づけについて

【御嵩町】

- ・受け入れを前提に協議に入ることを決定
(理由については第1回フォーラム資料のとおり)

受け入れを前提に協議に入る

- ・JR東海からの詳細説明を受け、安全性を確認していきたい
- ・有識者からの助言を受けながら安全性を確認していきたい

フォーラムを通じて安全性の確認

第1回目はここに終始する結果に・・・

【町民】

- ・受け入れを前提とする理由の説明がない
- ・なぜ決める前に住民に説明をしなかったのか
- ・安全なものしか受け入れないではなかったのか

なぜ??

- ・希少動植物の保護についてどう考えているのか
- ・封じ込め工法の安全性、盛土の安全性は大丈夫なのか
- ・監視方法や事故への対応は

など

一方、具体的に安全性を心配する声も

フォーラムでの目的は町民も町も同じ

安全性の確認

【有識者】

専門的助言

- ・JR東海の説明に対する補足
- ・町、町民の疑問点について補足
- ・専門的見地から中立の立場で解説・提案

安全性の説明

【JR東海】

- ・発生土置き場計画の詳細説明
- ・町、町民からの疑問点、意見について回答
- ・有識者の見解を聞きながら計画への反映を検討

フォーラムの枠組み

本町へのご質問・ご意見について

第2回から第5回までのフォーラムを終え、JR東海の説明を確認した後に再度、皆さまから本町へ対するご意見を伺う場を設けます。

まずは、フォーラムを通じてJR東海からの詳細説明を確認し、計画内容を把握したうえで、改めて皆さまからのご意見をいただきたいと考えています。

○第6回フォーラムの開催について（予定）

と き：令和5年1月末頃

場 所：中公民館

内 容：第1部 第1回～第5回フォーラムのまとめ
第2部 町と町民との意見交換

第1回フォーラムでの 質問に対する回答

第1回フォーラムで受けたご質問の概要

1. 受け入れを前提に協議に入る理由
2. 安全なものしか受け入れないのではなかったのか
3. メリットがない中、受け入れを前提に協議に入る理由
4. 受け入れを前提に協議に入ることを決定する前に町民への説明、合意形成が必要
5. 自治会要望（次月、美佐野、平）への明確な回答が必要
6. リニア事業におけるトンネル発生土（要対策土を含む）の処理の考え方
7. なぜ御嵩町は恒久的な要対策土置き場なのか
8. 他市の処理状況は
9. 町内に要対策土置き場を設けず、専門業者（無害化処理工場）へ運搬できないのか
10. 「住民の皆様の理解が得られなければ、要対策土を町外に持ち出す」とのJR東海の発言について

町より回答

(別冊資料のとおりに)

JRより回答

本町へのご質問の回答について

第1回フォーラムにおける本町へ対するご質問、ご意見については別冊のとおり回答書をご用意しましたので、ご確認ください。

JR東海の発生土置き場計画の合理性、安全性については、これから皆さまと一緒に本フォーラムを通じて確認（＝「協議」）していきます。

本フォーラムを目的に沿って進めることが皆さまのご不安の解消に繋がると考えています。

第1回フォーラム JR東海へのご質問・ご意見への回答

1. リニア事業におけるトンネル発生土(要対策土を含む)の処理の考え方
2. なぜ、御嵩町は恒久的な要対策土の置き場なのか
3. 他市の処理状況は
4. 町内に要対策土置き場を設けず、専門業者(無害化処理工場)へ運搬できないのか
5. 「住民の皆様の理解が得られなければ、要対策土を町外に持ち出す」という当社の発言について

1. リニア事業におけるトンネル発生土（要対策土を含む）の処理の考え方

- トンネル発生土（要対策土を含む）は、坑口近傍において、盛土等の埋め立てに使用することで、工事用車両の通行による周辺道路への影響を低減したいと考えています。
- そのうち要対策土は、鉄道関連施設として自社用地内での封じ込めにより対応することを基本とし、将来にわたり責任をもって管理するのが、当社の考え方です。
- 要対策土の封じ込めは、実績のある確立された複数の対策方法のうち、当社として方法を選定したうえで、安全性を更に高めた「二重遮水シートによる封じ込め工法」を考えています。

2. なぜ、御嵩町は恒久的な要対策土の置き場なのか

- 美佐野地内の2箇所候補地は、坑口近傍に位置しており、要対策土を含む発生土全量を搬入することで、工事用車両の通行による周辺道路への影響を低減したいと考えています。
- 候補地Bについては、町有地を取得させていただき、自社用地としたうえで、要対策土の恒久置き場として、将来にわたって当社が責任をもって管理いたします。
- 要対策土の封じ込めを「二重遮水シートによる封じ込め工法」とすることで安全性を確保できると考えており、具体的な管理方法については、町民の皆さまのご理解をいただけるよう、引き続きご説明してまいります。
- 万が一、当社が封じ込めた重金属等が溶出し、周辺環境への影響が確認された場合は、当社の責任において、対策を講じます。

3. 他市の処理状況は

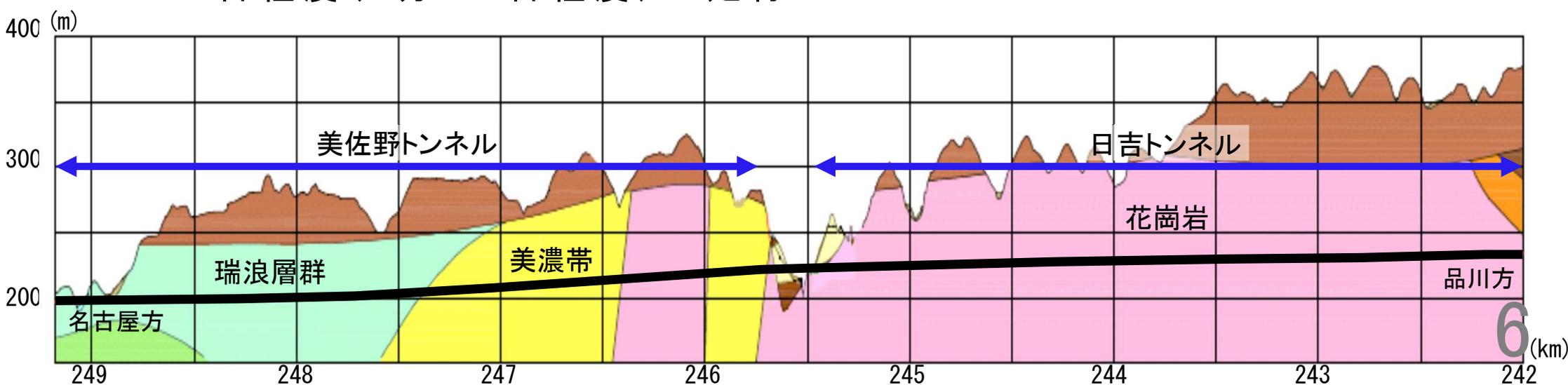
- 要対策土の恒久置き場の確保について、御嵩町に限らず関係箇所と協議をしています。一例として、中津川市内の中部総合車両基地及びその隣接地への搬入計画を進めています。
- 掘削開始後、要対策土が発生した際、関係箇所と協議中の場合には、専門業者へ持ち込むこともあります。
- 海洋埋立に活用いただいている場合もありますが、現時点で、新たな候補地はありません。

4. 町内に要対策土置き場を設けず、専門業者(無害化処理工場)へ運搬できないのか

- 専門業者へ運搬する場合、工事用車両が御嵩町内を走行することになります。
- 工事用車両をできる限り低減するとともに、専門業者の処理能力や他事業との兼ね合いから、計画的に要対策土を運搬できない可能性があるため、坑口近傍の美佐野地内において、恒久置き場(候補地B)を設けたいと考えています。

(参考) 仮に要対策土を町外へ持ち出す場合のダンプトラック台数(試算)

- 要対策土は、主に美濃帯や瑞浪層群を掘削する美佐野トンネルにおいて発生すると見込んでいます。
- 美佐野トンネルの掘削において要対策土が発生した際、仮に町外へ持ち出すと想定した場合のダンプトラック台数の試算は以下のとおりです。
 - ① 美佐野トンネルの掘削により、1日当たり発生する土量は $1,000\text{m}^3$ 程度
 - ② 1日に1回検査を実施し、要対策土と判定された場合には、1日分の発生土全量($1,000\text{m}^3$ 程度)を搬出
 - ③ 10tダンプトラックにて搬出する場合、1日当たり500台程度(往復)走行
 - ④ 仮に8～17時の間にダンプトラックを走行させた場合、1時間当たり70台程度(1分に1台程度)が走行



5. 「住民の皆様の理解が得られなければ、要対策土を町外に持ち出す」という当社の発言について

- 地元の自治会との打合せや当社主催の説明会において、「候補地Bが使えなくなった際の対応は考えているのか」というご質問をいただきました。
- 当社からは、「候補地Bが使えないということになれば、町外に搬出するという選択も出てくると思うが、現時点では考えていない」と回答いたしました。
- 引き続き、要対策土の安全な管理方法について、町民の皆さまのご理解をいただけるよう、ご説明してまいります。

第3回以降のテーマ選定

アンケートなどいただいたご意見

※4月27日（金）15時までにご提出いただいた件数

方法	人数	件数
事前アンケート（WEB・役場などの用紙に記載）	6名	47件
行政懇談会・事前質問	4名	11件
行政懇談会・会場質疑応答	11名	14件
行政懇談会・参加者アンケート	8名	8件
役場企画課に直接頂いたご意見	3名	63件
計	32名	143件

テーマ

第2回：自然環境・生活環境の保全

第3回：トンネル発生土の地質

第4回：要対策土の封じ込め工法と盛土構造の安全性

第5回：水質の管理方法と事故対応

第6回 第1部：第1回～第5回フォーラムのまとめ

第2部：町と町民の意見交換

第3回：トンネル発生土の地質

- 要対策土とはなにか？
- ウラン鉱
- 要対策土の地質

第4回：要対策土の封じ込め工法と盛土構造の安全性

- 封じ込め工法の概要
- 二重遮水シート of 耐久性
- 盛土の構造
- 盛土構造の安全性

第5回：水質の管理方法・事故対応

- 工事中における排出水の管理方法
- 工事後のモニタリング（水質検査など）方法
- 地震・大雨等の災害への備え
- 万一事故が発生したときの対応

御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム

(第2回 令和4年8月11日)

「③自然環境の保全、生活環境への影響」について、
以下の順序で説明します

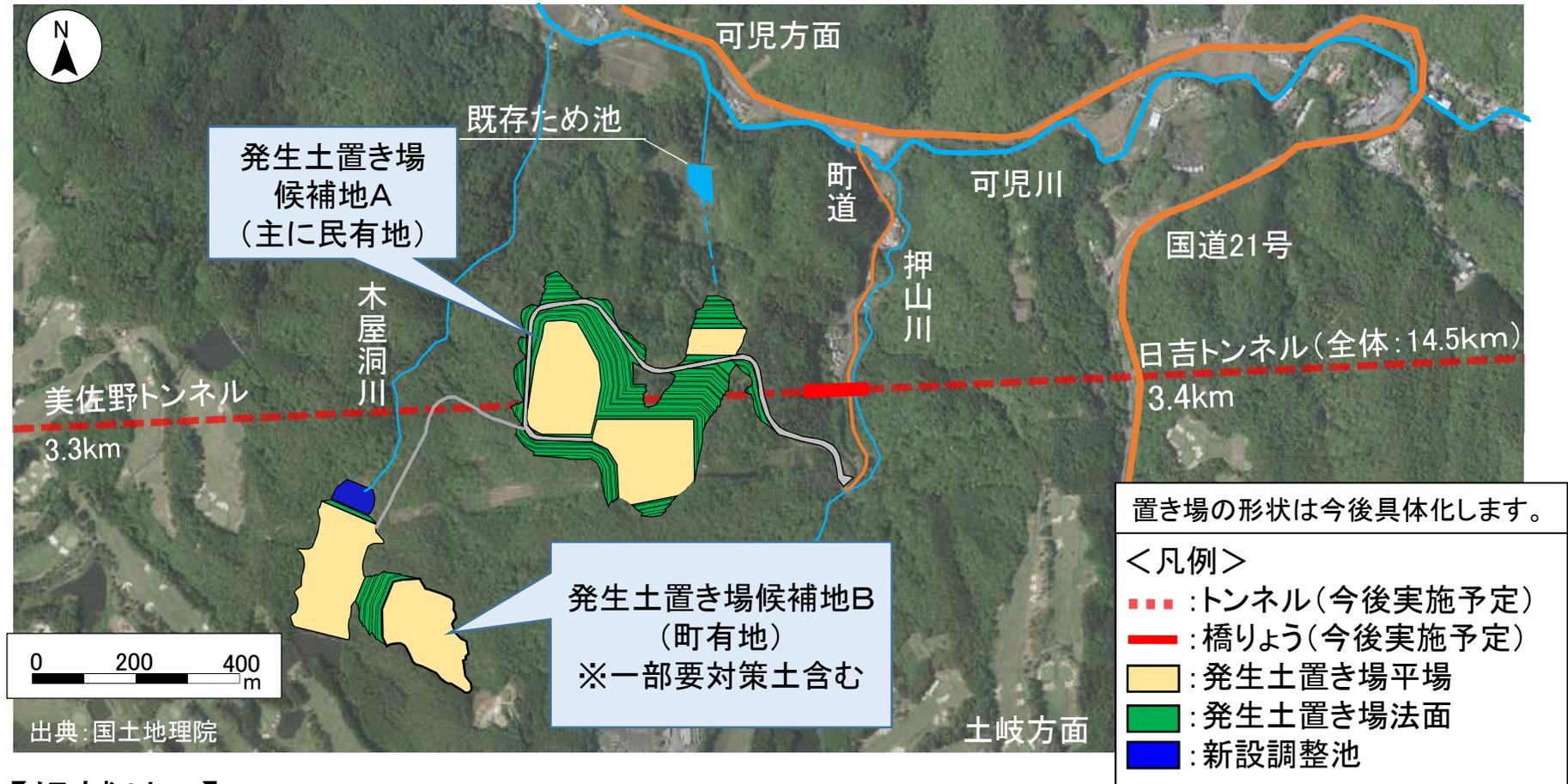
- 候補地A(現状、造成計画)
- 候補地B(現状、造成計画)
- 自然環境の保全、生活環境への影響

LINEAR CHUO SHINKANSEN

リニア中央新幹線

東海旅客鉄道株式会社

候補地A、Bの造成計画(平面図)



【候補地A】

- ・基準値内の発生土を搬入し、造成後に土地活用が可能となる平場を設ける計画で進めています。

【候補地B】

- ・対策を施したうえで、要対策土を含む発生土を搬入したいと考えています。

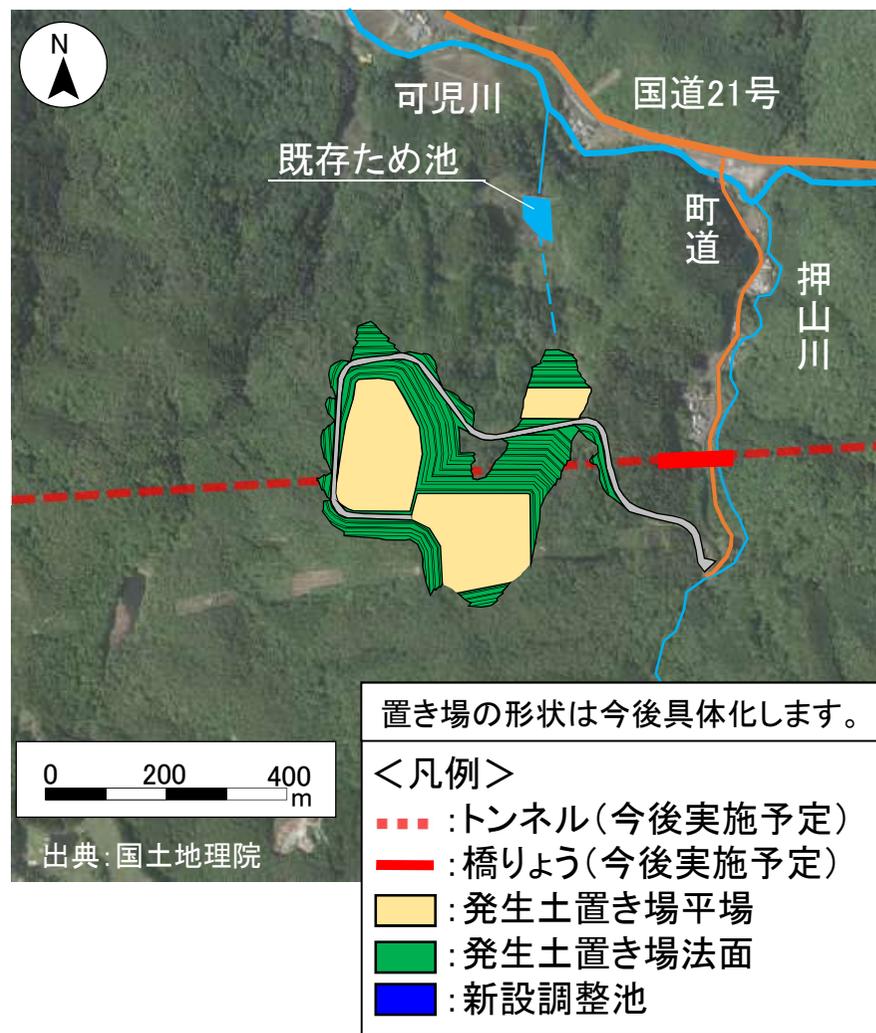
候補地Aの造成計画について
説明します。

候補地Aの造成計画(平面図)

■現状



■造成後

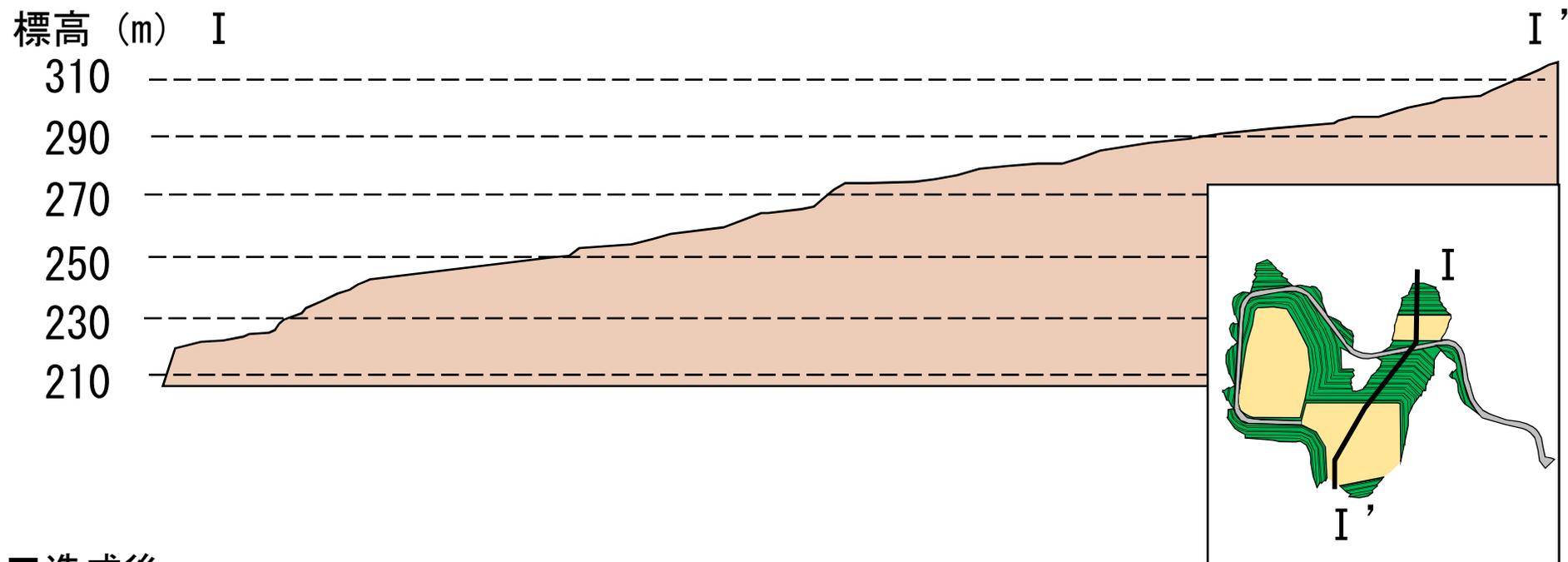


■造成面積: 約16ha

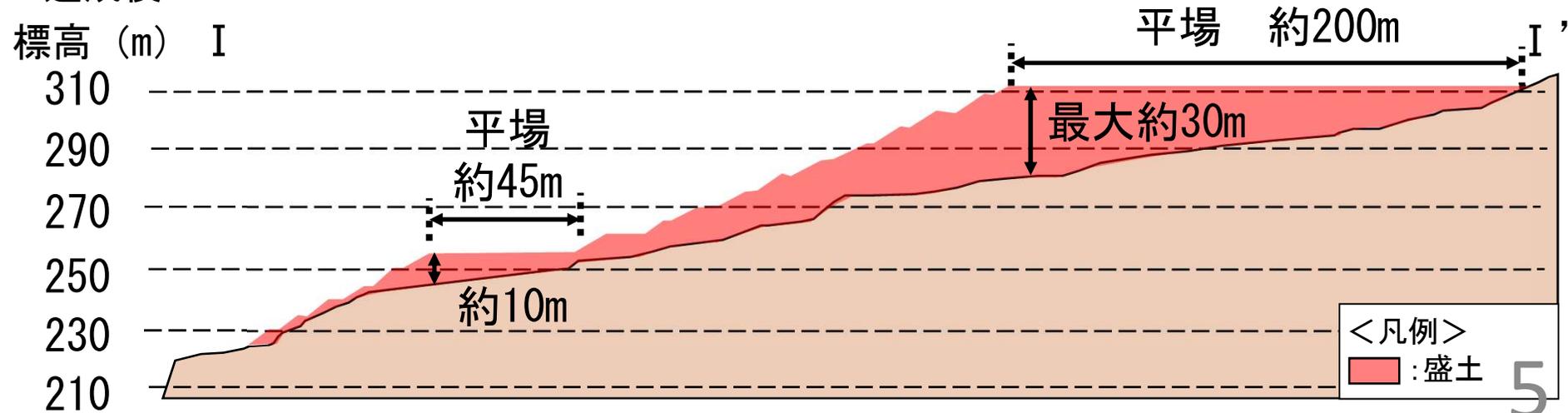
■受入土量: 約40万m³を想定

候補地Aの造成計画(断面図 I - I')

■現状

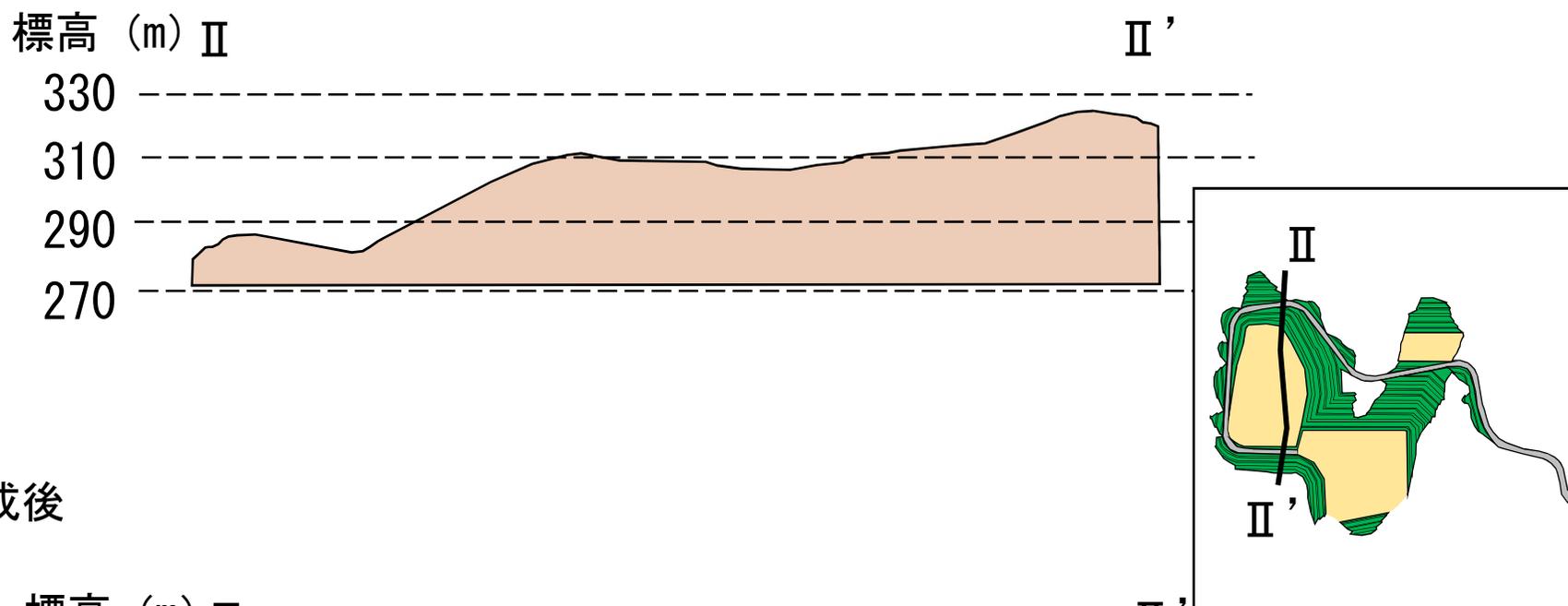


■造成後

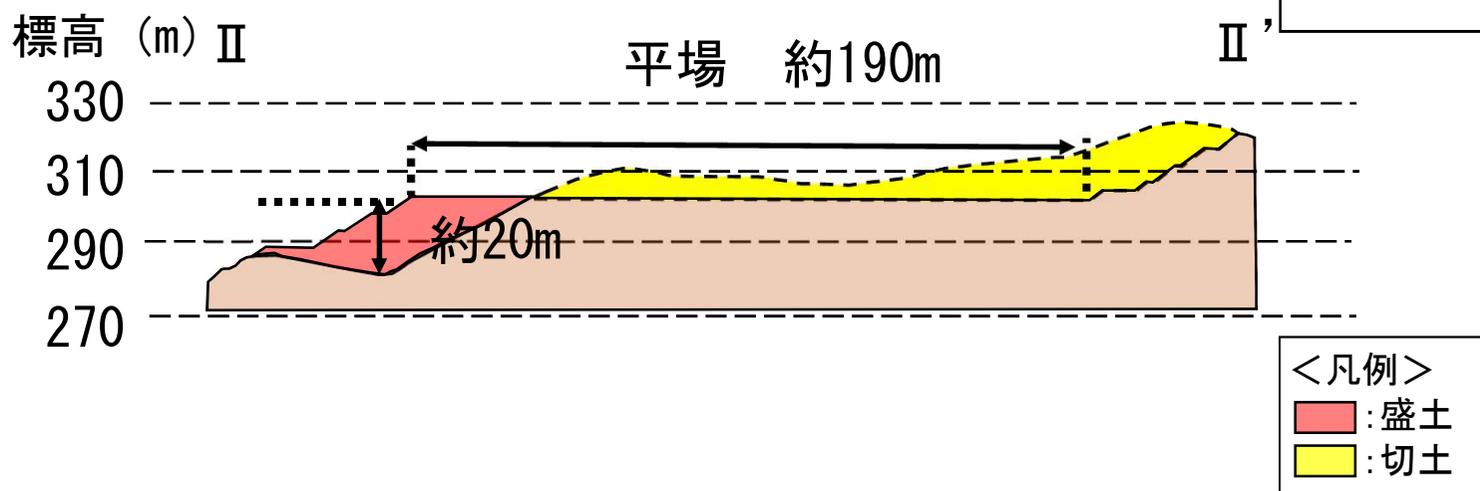


候補地Aの造成計画(断面図Ⅱ-Ⅱ')

■現状



■造成後

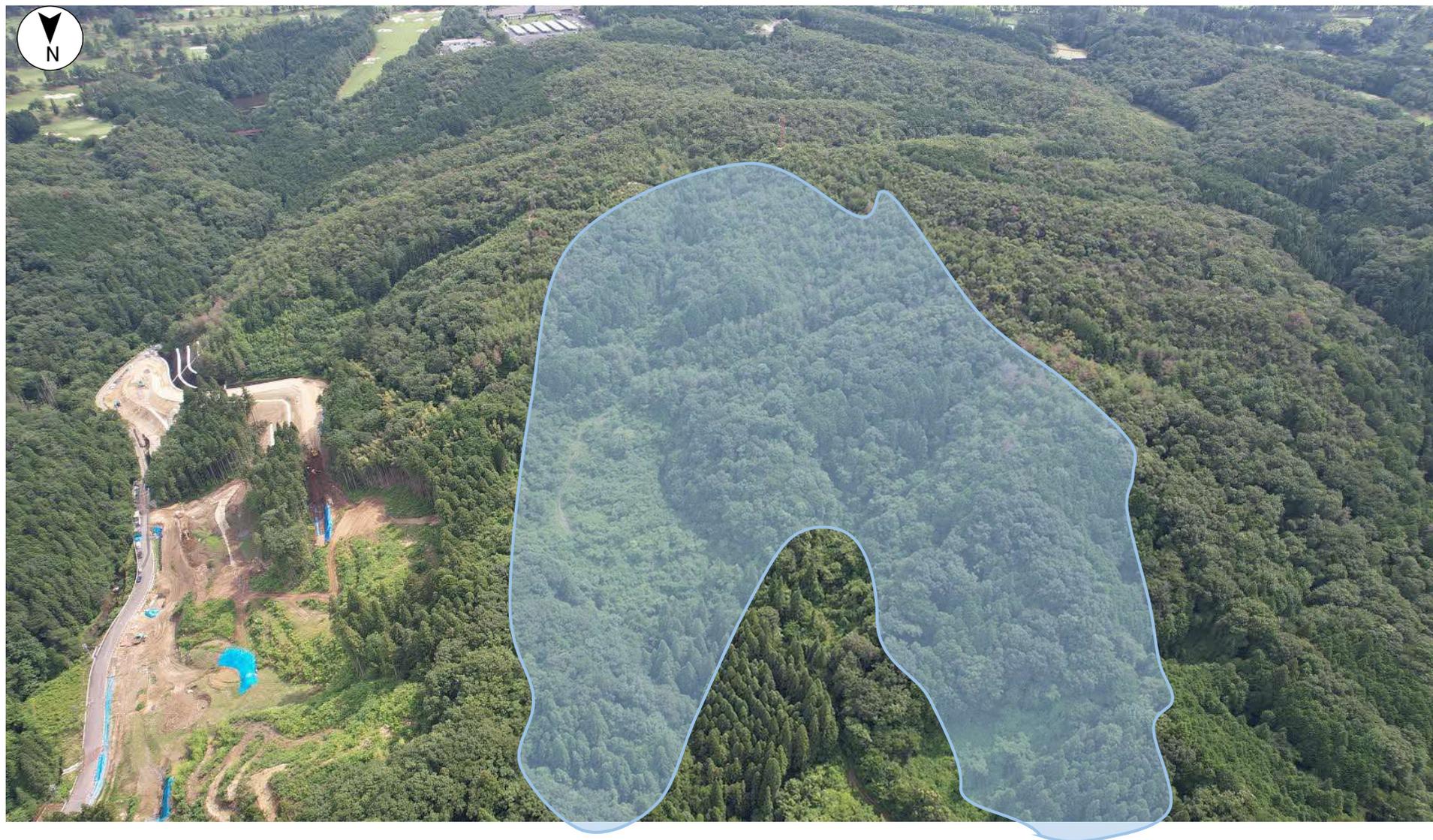


候補地Aの現地状況



南側より撮影

候補地Aの現地状況



南側より撮影

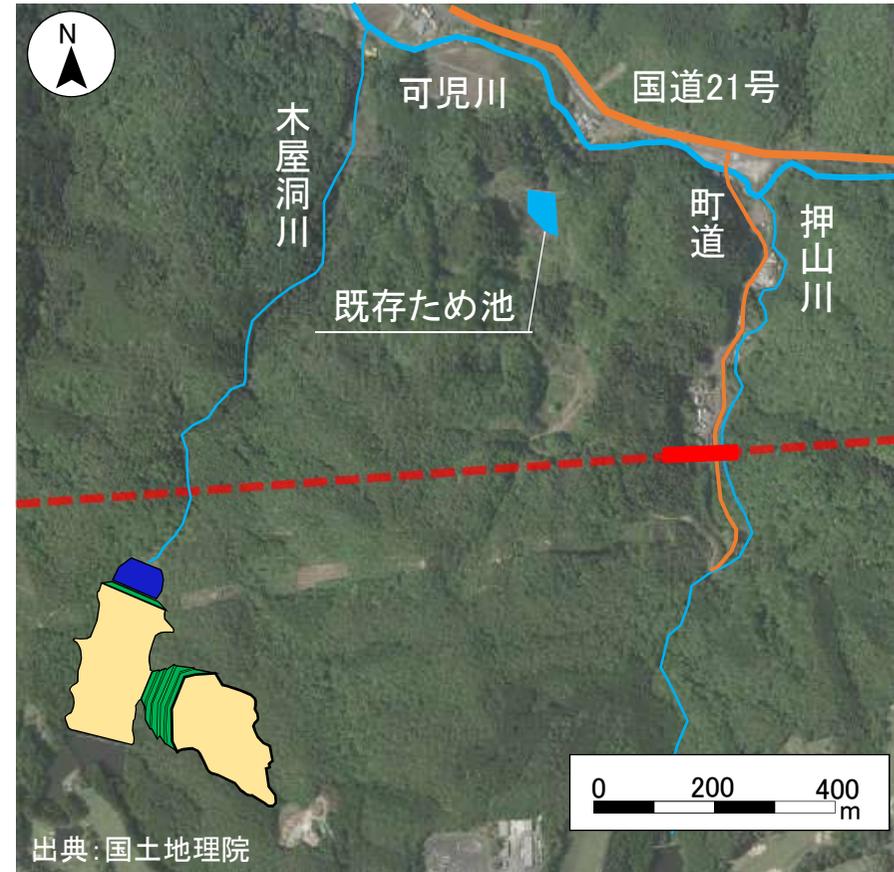
候補地Bの造成計画について
説明します。

候補地Bの造成計画(平面図)

■現状



■造成後



置き場の形状は今後具体化します。

<凡例>

- : トンネル(今後実施予定)
- : 橋りょう(今後実施予定)
- : 発生土置き場平場
- : 発生土置き場法面
- : 新設調整池

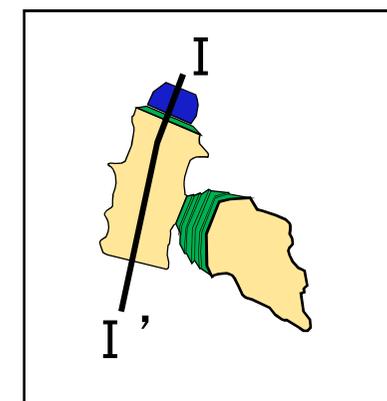
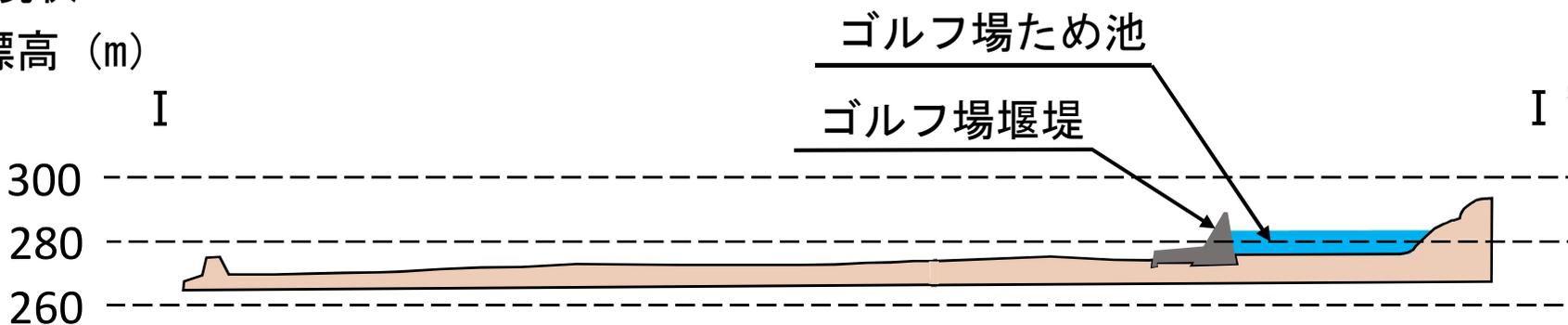
■造成面積:約7ha

■受入土量:約50万m³を想定

候補地Bの造成計画(断面図 I - I')

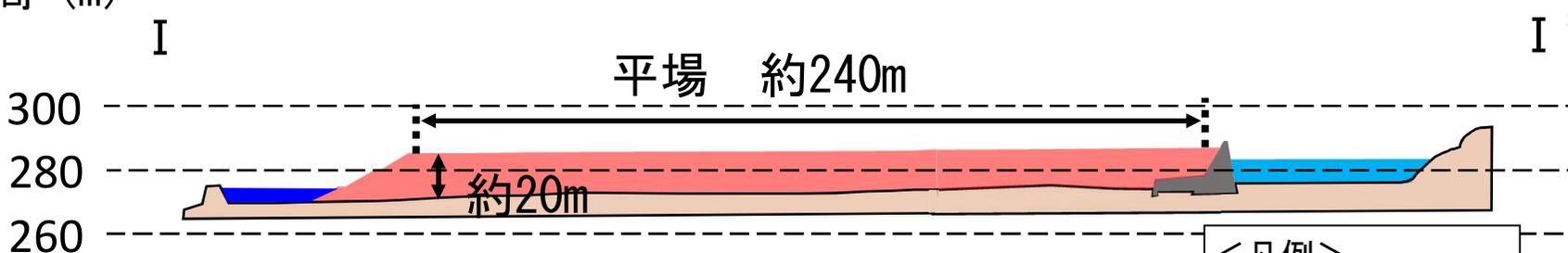
■現状

標高 (m)



■造成後

標高 (m)



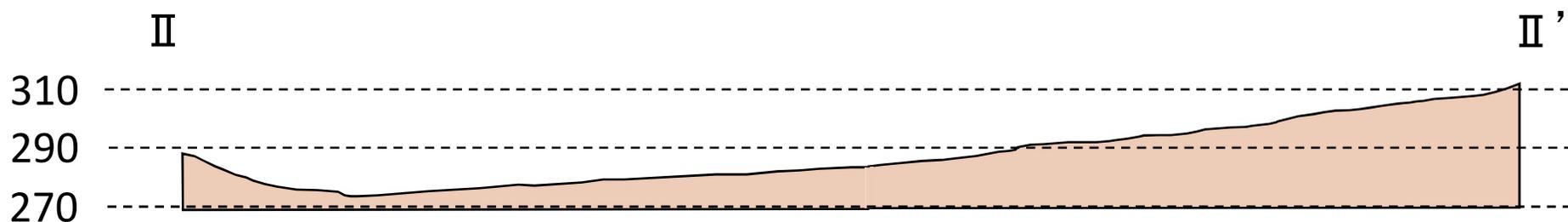
<凡例>

- : 盛土
- : 新設調整池

候補地Bの造成計画(断面図Ⅱ-Ⅱ')

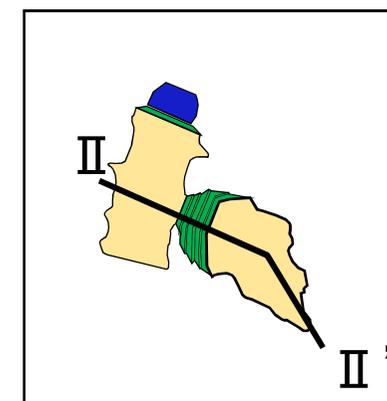
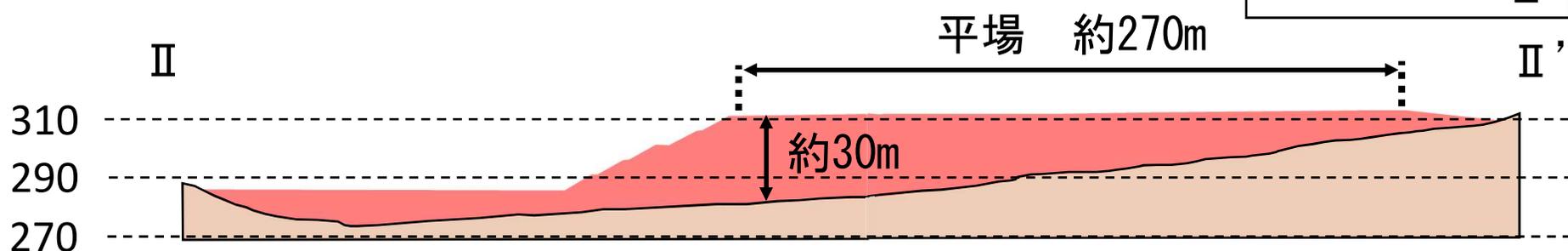
■現状

標高 (m)



■造成後

標高 (m)



<凡例>

■: 盛土

候補地Bの現地状況



南側より撮影

候補地Bの現地状況



南側より撮影

恒久的な要対策土置き場の事例

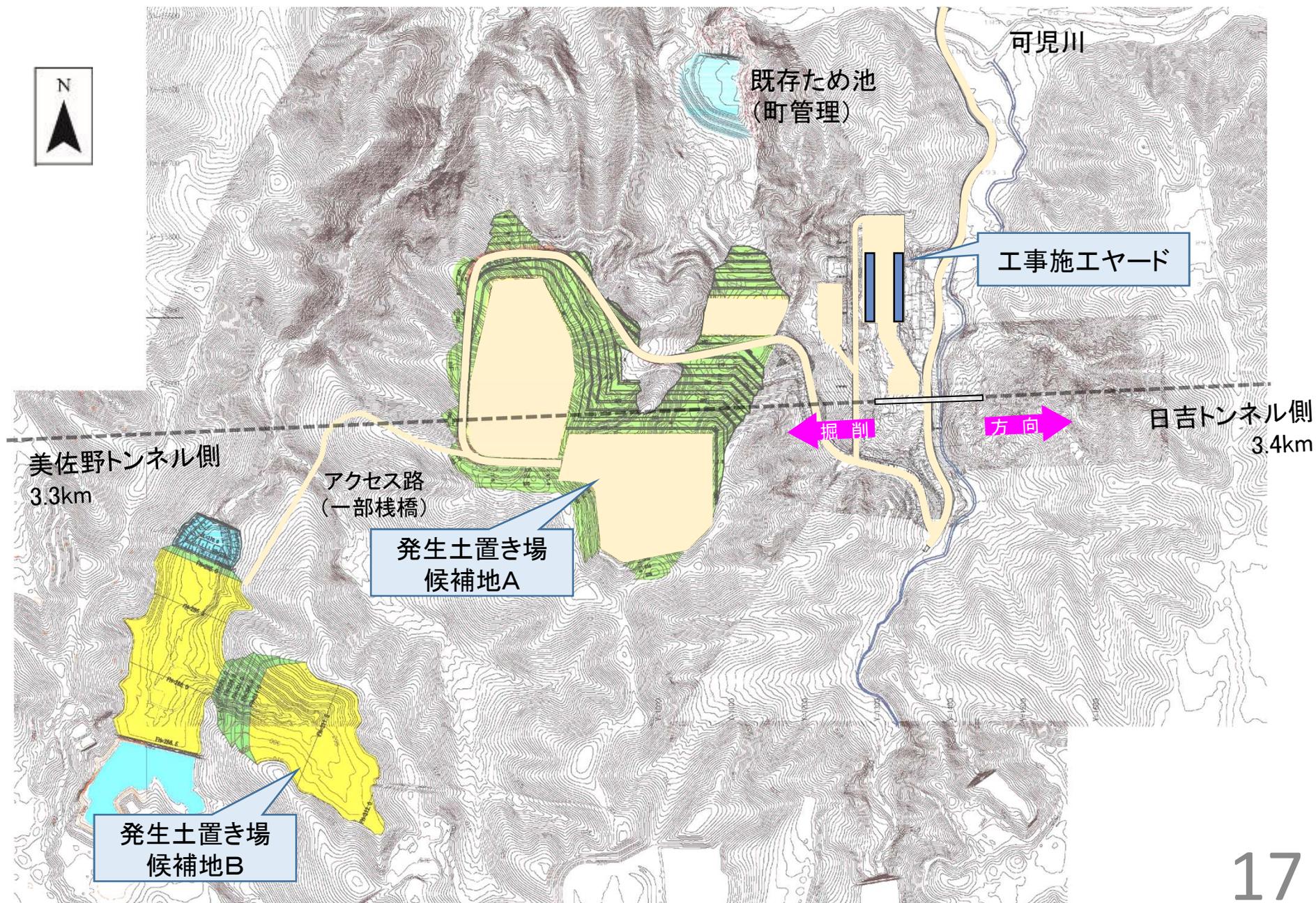
東北新幹線 八甲田トンネルでの対策例



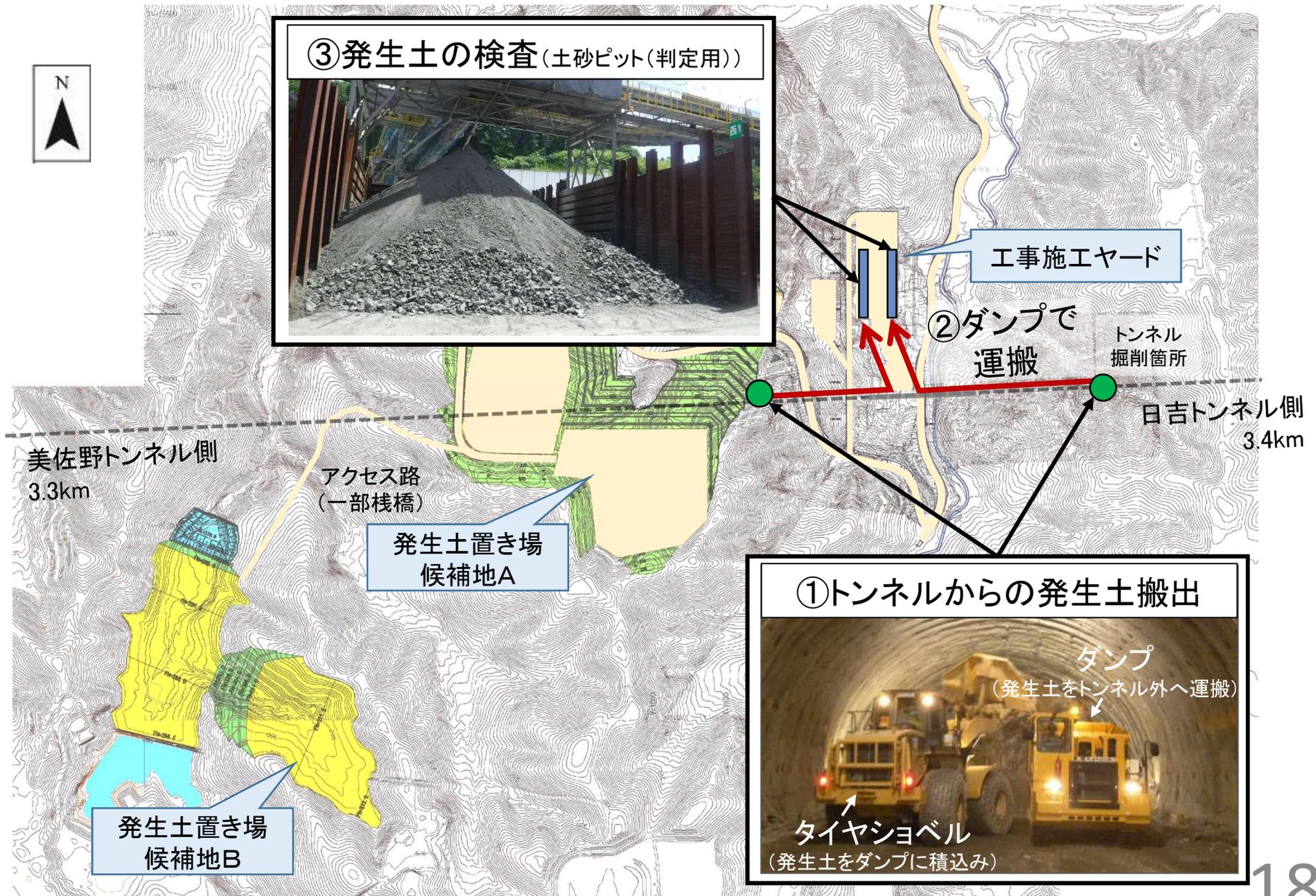
出典：鉄道・運輸施設整備支援機構環境報告書2021

発生土の流れについて
説明します。

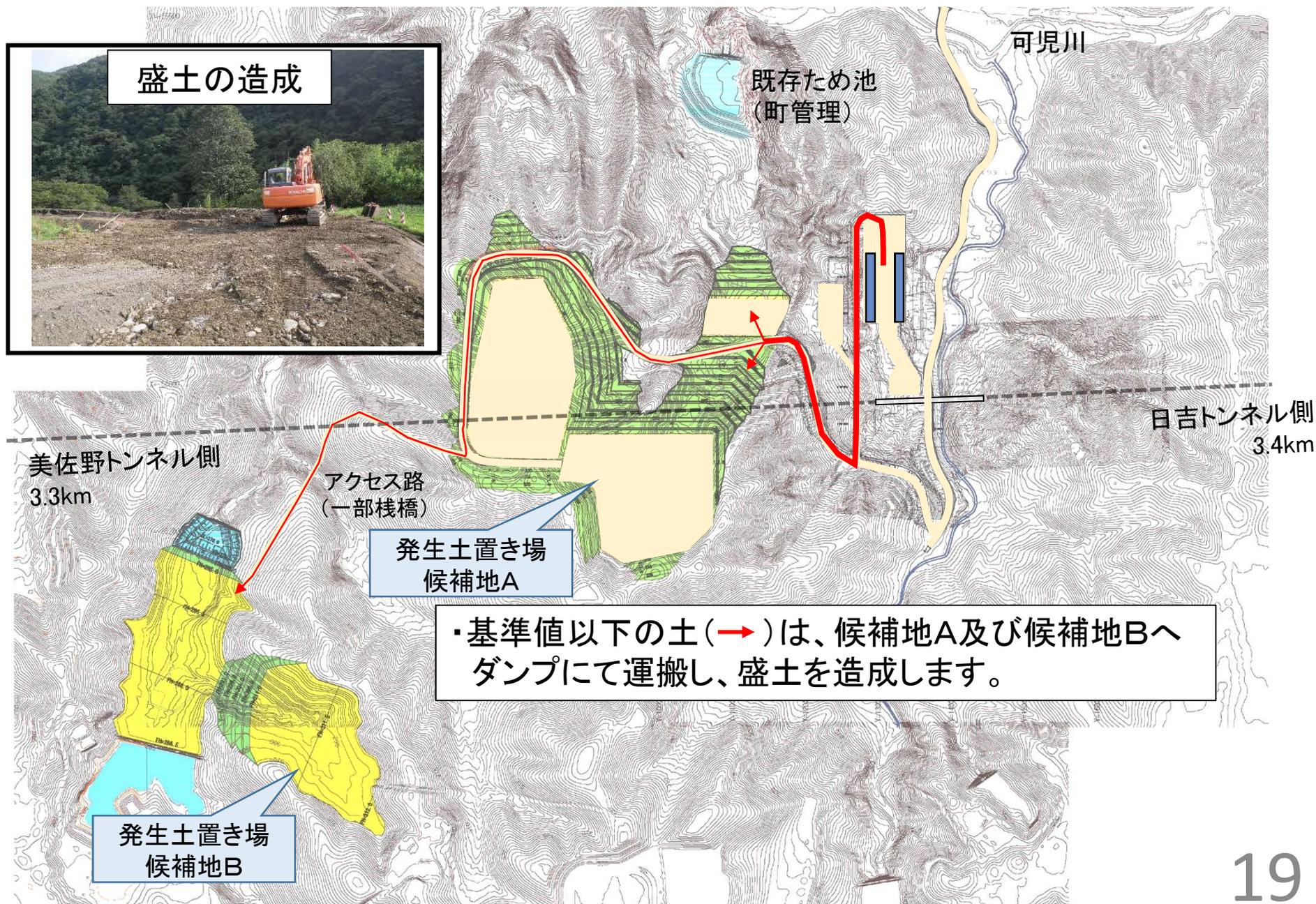
工事施工ヤードから置き場への発生土の流れ



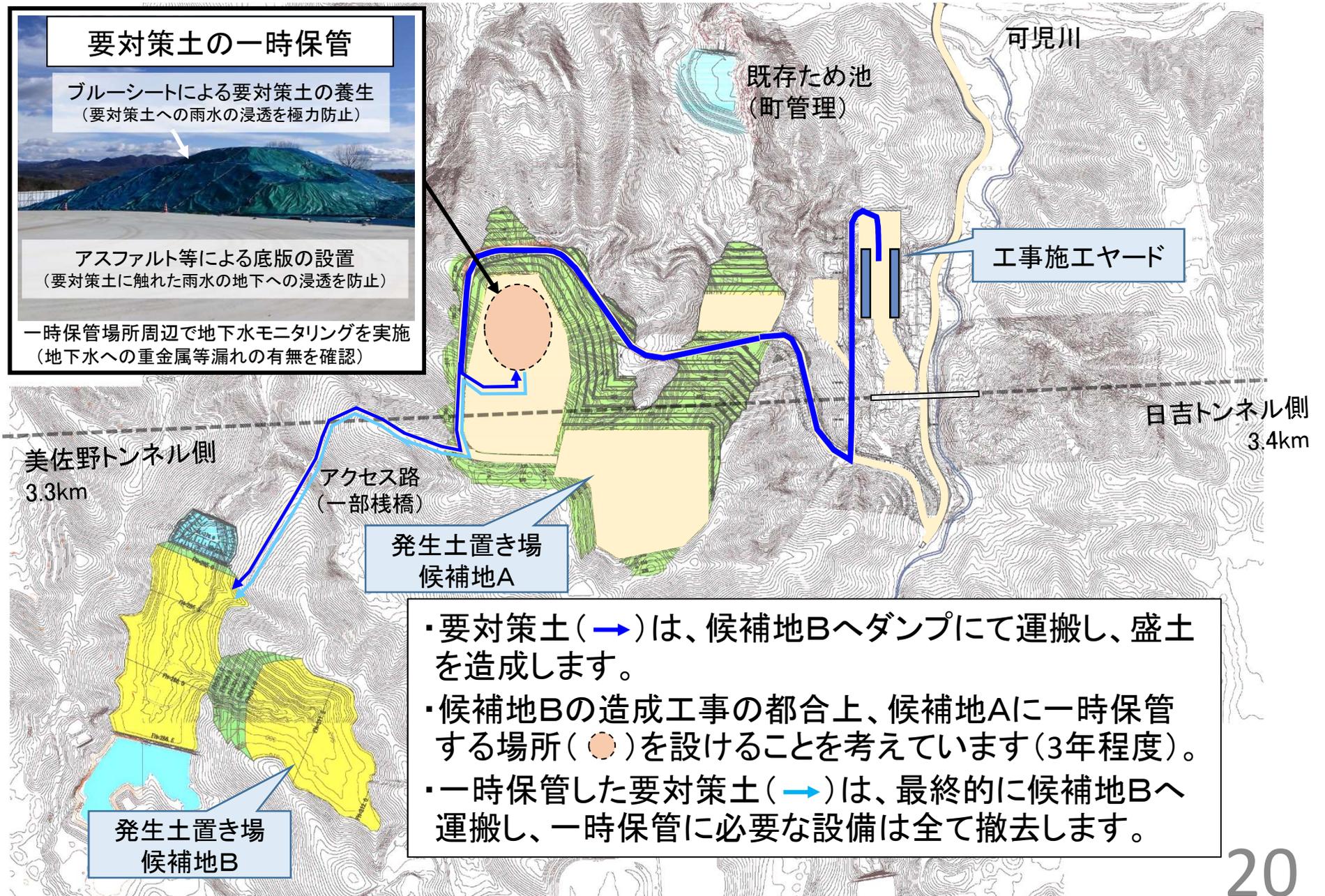
発生土の流れ(トンネル掘削箇所～発生土の検査)



基準値以下の土の流れ(発生土の検査～置き場候補地)



要対策土の流れ(発生土の検査～置き場候補地)



自然環境の保全、生活環境への影響
について説明します。

自然環境（動物・植物）への影響の検討

- ・中央新幹線の本線及び車両基地等の環境影響評価は、平成26年8月に国土交通大臣及び岐阜県知事の意見を踏まえた環境影響評価書を取りまとめ、法律に基づいた手続きが完了しました。
- ・環境影響評価書において、発生土置き場を新たに当社が計画する場合には、別途環境保全の内容の調査及び影響検討を実施することとしていました。
- ・候補地A及び候補地Bについても、自然環境への影響の検討を以下のとおり実施しております。

- ① 文献調査
- ② 現地調査
- ③ 重要な種の確認
- ④ 影響検討
- ⑤ 環境保全措置検討

※ 水の管理方法（モニタリング）等は、次回以降のフォーラムで説明します。

動物の重要な種の選定

以下の文献に該当するものを重要な種として選定しました。

※具体的な種は別紙を参照

	文献及び法令名
①	文化財保護法（昭和25年、法律第214号）
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年、法律第75号）
③	岐阜県文化財保護条例（昭和29年、岐阜県条例第37号）
④	岐阜県希少野生生物保護条例（平成15年、岐阜県条例第22号）
⑤	御嵩町文化財保護に関する条例（昭和51年、御嵩町条例第9号）
⑥	御嵩町希少野生生物保護条例（平成18年、御嵩町条例第17号）
⑦	環境省レッドリスト2015 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物（平成27年、環境省）
⑧	環境省レッドリスト2020 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物（令和2年、環境省）
⑨	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版 - 岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版 - （平成22年、岐阜県）
⑩	御嵩町版レッドデータブック：御嵩町の絶滅のおそれのある野生生物2013（鳥類・蝶類・植物・魚類・貝類・トンボ編）（平成25年、御嵩町）
⑪	専門家の助言により選定した種

動物の現地調査

■調査項目

- ・哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物※1、陸産貝類

※1:水中や水辺にすんでいるエビ、カニなど

■調査範囲

- ・改変区域から概ね250mの範囲

■調査期間

- ・平成24年～25年、平成27年～28年、令和3年～4年

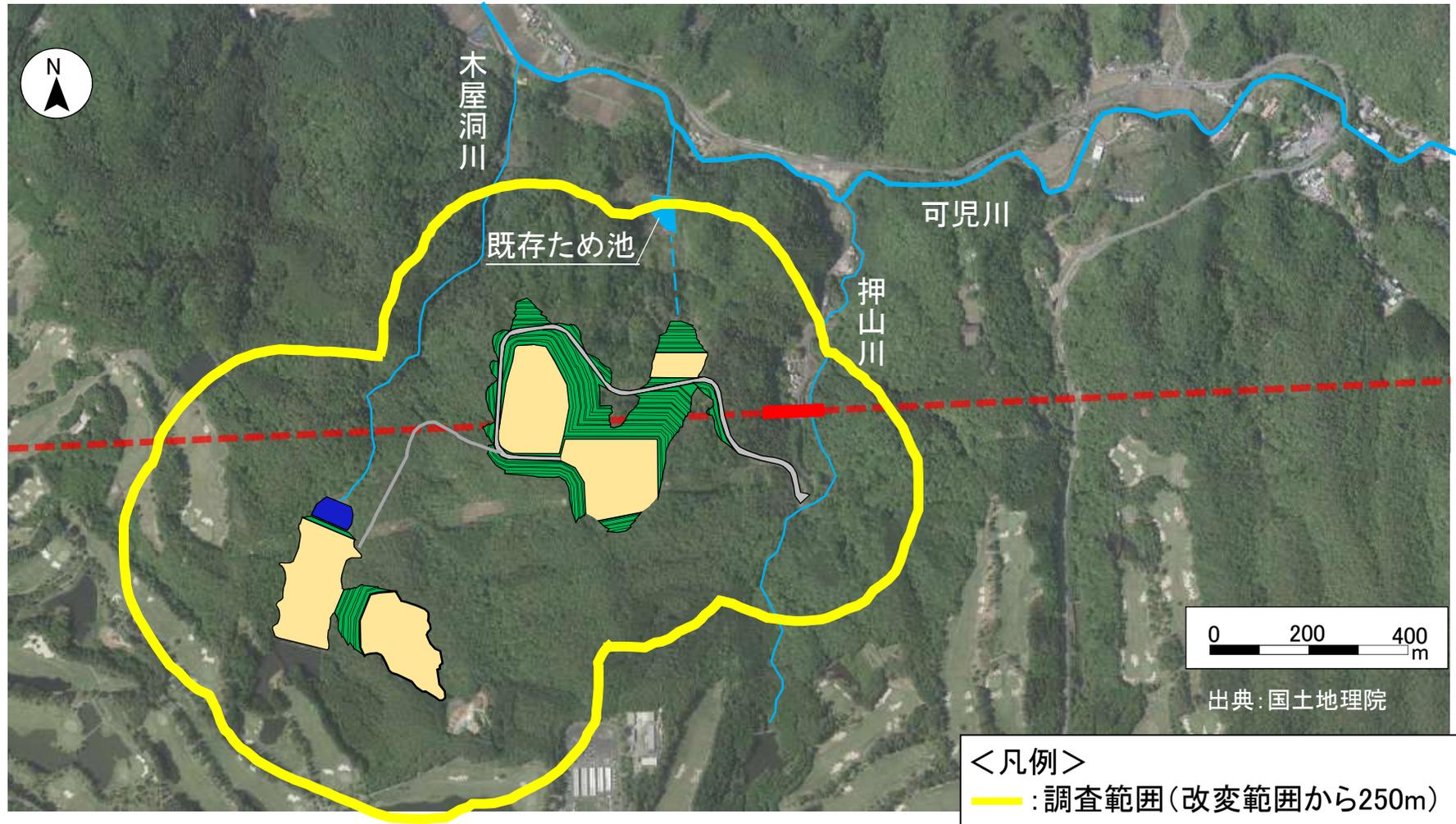
■調査時期

- ・早春季、春季、夏季、秋季、冬季

■調査方法

- ・調査項目に精通した専門の調査会社に委託

動物の現地調査の範囲



調査範囲内・改変範囲内にいた動物の重要な種

現地調査の結果、調査範囲内に、以下の重要な種の存在を確認しました。また、赤字はそのうち、改変範囲内にいた重要な種です。

※具体的な確認位置は、希少種保護の観点から公開しません。

- 哺乳類 ・ニホンカモシカ ・ホンシュウカヤネズミ
- 鳥類 ・ヤマドリ ・アカショウビン ・ハチクマ ・カイツブリ ・アオバト
・クマタカ ・サンショウクイ ・ミゾゴイ ・クロツグミ ・アオゲラ
・サシバ ・サンコウチョウ ・オシドリ ・ヨタカ ・ミサゴ
・コサメビタキ ・センダイムシクイ ・フクロウ
- 爬虫類 無し
- 両生類 ・トノサマガエル
- 昆虫類 ・グンバイトンボ ・ウマノオバチ ・タベサナエ ・ヒメタイコウチ
・トラフトンボ ・ギフチョウ ・トゲアリ ・ネグロクサアブ
- 魚類 ・ドジョウ ・ミナミメダカ
- 陸産貝類 ・ヒラベッコウ ・オオウエキビ ・ヒメカサキビ ・Nipponochloritis属の一種
- 底生生物 無し

重要な種の影響検討の実施

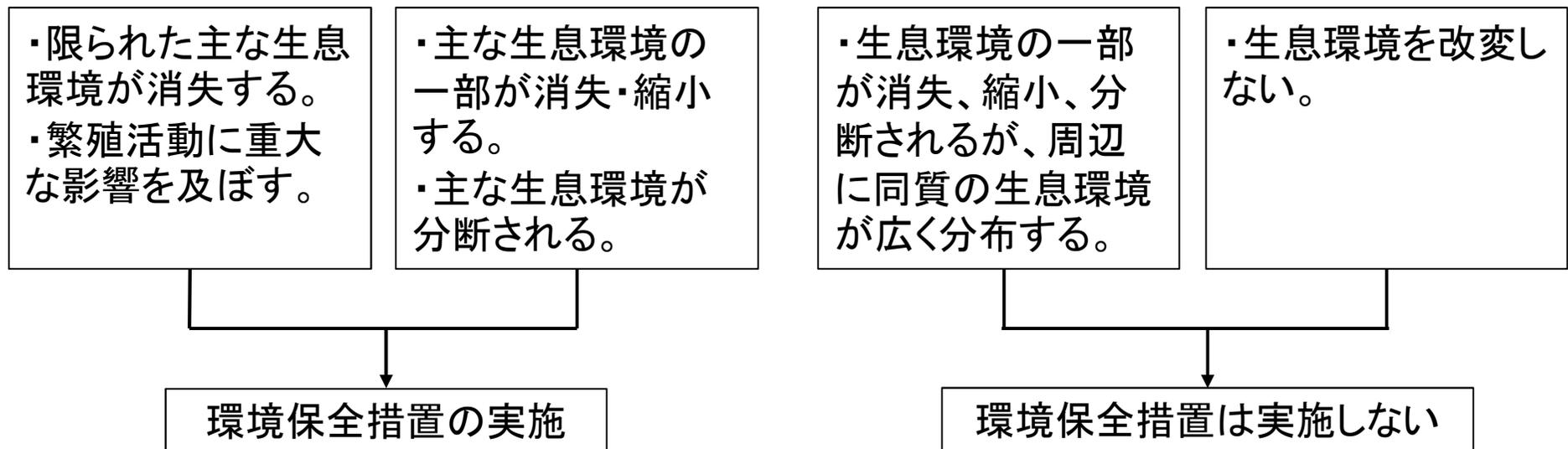
検討方法

改変範囲内と改変範囲外にいた重要な種に対して、

- ①主な生息地の改変の程度
- ②周辺に同様な生息環境があるか

等の検討を行い、以下の4つに分類しました。

検討結果



動物の重要な種の環境保全措置(案)

- ・予測結果と専門家のご意見を踏まえ、以下のように重要な種を保全対象種と位置づけ、環境保全措置を実施する計画です。
- ・保全対象種及び環境保全措置については、今後の専門家のご意見及び岐阜県環境審査会、知事意見を踏まえ、変更となる可能性があります。

保全対象種	環境保全措置(案)
サシバ	営巣地を改変範囲から外す
ギフチョウ	ギフチョウの幼虫の食草(ヒメカンアオイ等)の移植

植物の重要な種の選定

- ・以下の文献に該当するものを重要な種として選定しました。
※具体的な種は別紙を参照

	文献及び法令名
①	文化財保護法（昭和25年、法律第214号）
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年、法律第75号）
③	岐阜県文化財保護条例（昭和29年、岐阜県条例第37号）
④	岐阜県希少野生生物保護条例（平成15年、岐阜県条例第22号）
⑤	御嵩町文化財保護に関する条例（昭和51年、御嵩町条例第9号）
⑥	御嵩町希少野生生物保護条例（平成18年、御嵩町条例第17号）
⑦	環境省レッドリスト2015 植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外）（平成27年、環境省）
⑧	環境省レッドリスト2020 維管束植物（平成31年、環境省）
⑨	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）改訂版—岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版—（平成26年、岐阜県）
⑩	御嵩町版レッドデータブック：御嵩町の絶滅のおそれのある野生生物2013（鳥類・蝶類・植物・魚類・貝類・トンボ編）（平成25年、御嵩町）
⑪	専門家の助言により選定した種

植物の現地調査

■ 調査項目

- ・植物

■ 調査範囲

- ・改変区域から概ね100mの範囲

■ 調査期間

- ・平成24年～25年、平成27年～28年、令和3年～4年

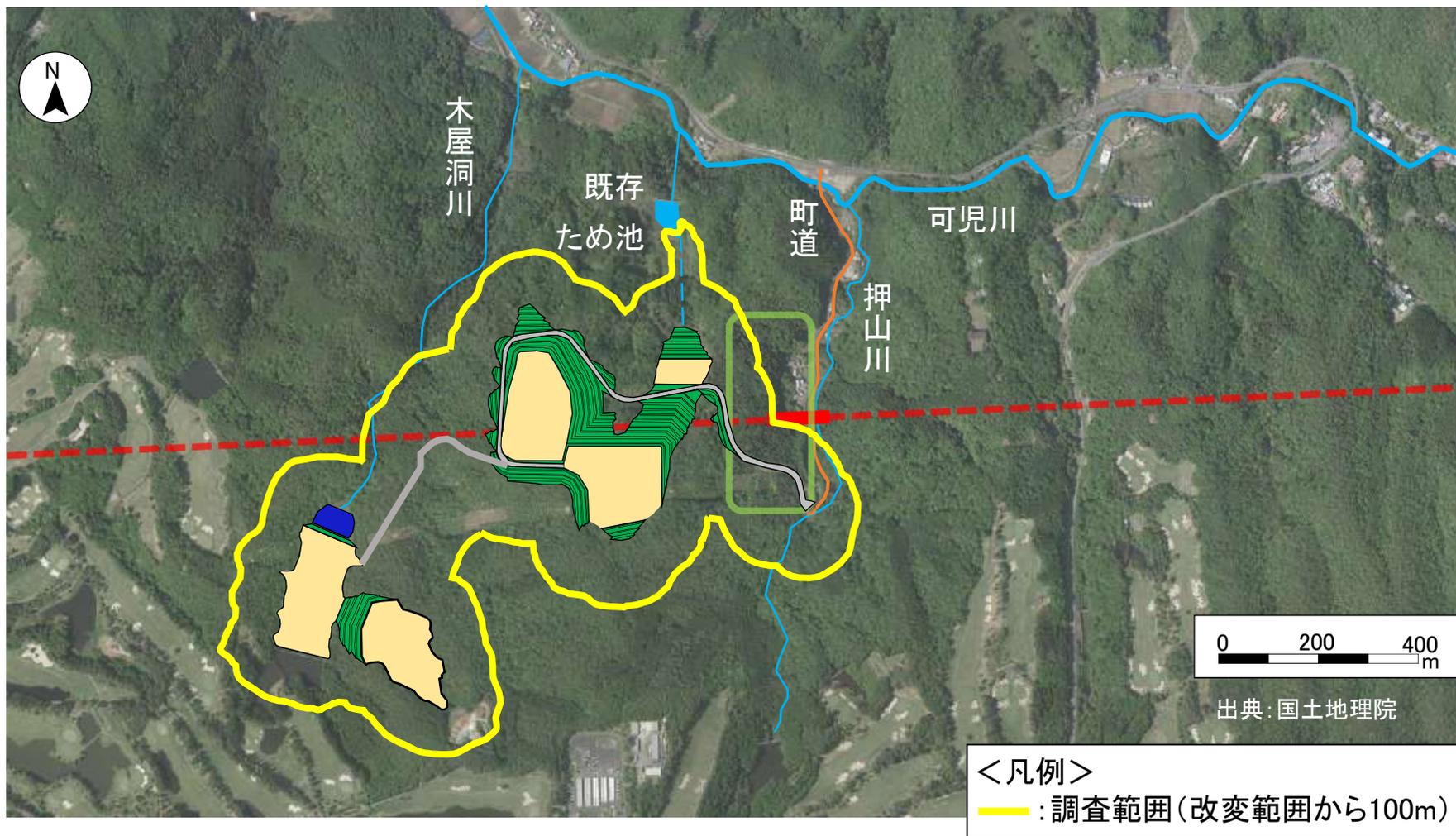
■ 調査時期

- ・早春季、春季、夏季、秋季、冬季

■ 調査方法

- ・調査項目に精通した専門の調査会社に委託

植物の現地調査の範囲



調査範囲内・改変範囲内にいた植物の重要な種

現地調査の結果、調査範囲内に、以下の重要な種の存在を確認しました。また、赤字はそのうち、改変範囲内にいた重要な種です。

※具体的な確認位置は、希少種保護の観点から公開しません。

- ・ハナノキ
- ・ジガバチソウ
- ・シデコブシ
- ・カザグルマ
- ・ウスギヨウラク
- ・キンラン
- ・カキノハグサ
- ・ヒメコヌカグサ
- ・マツグミ
- ・ミカワバイケイソウ

重要な種の影響検討の実施

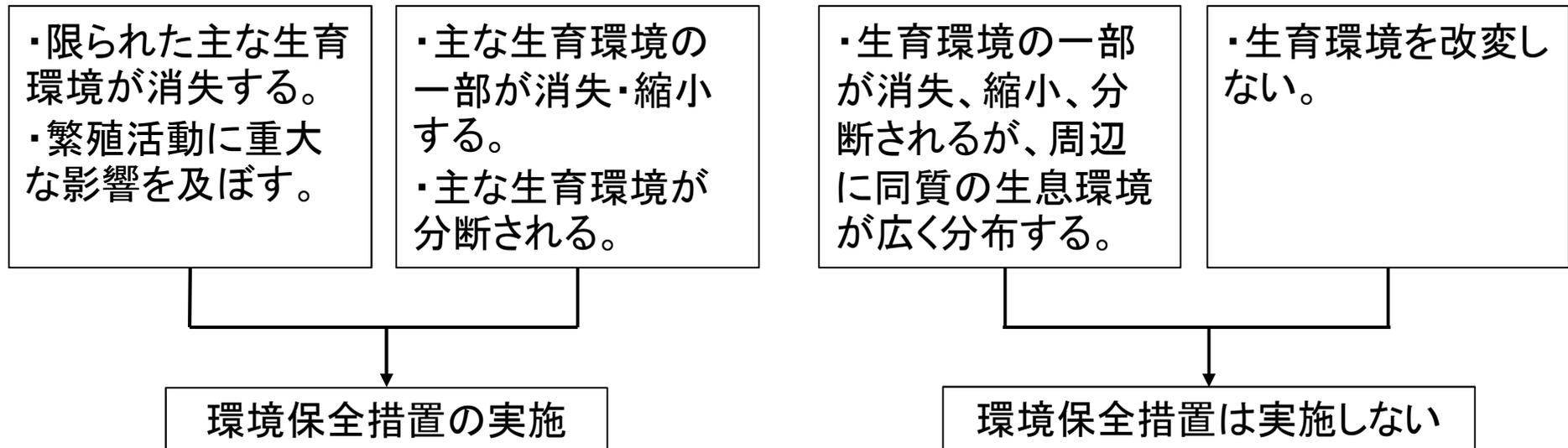
検討方法

改変範囲内と改変範囲外にいた重要な種に対して、

- ①主な生育地の改変の程度
- ②周辺に同様な生育環境があるか

等の検討を行い、以下の4つに分類しました。

検討結果



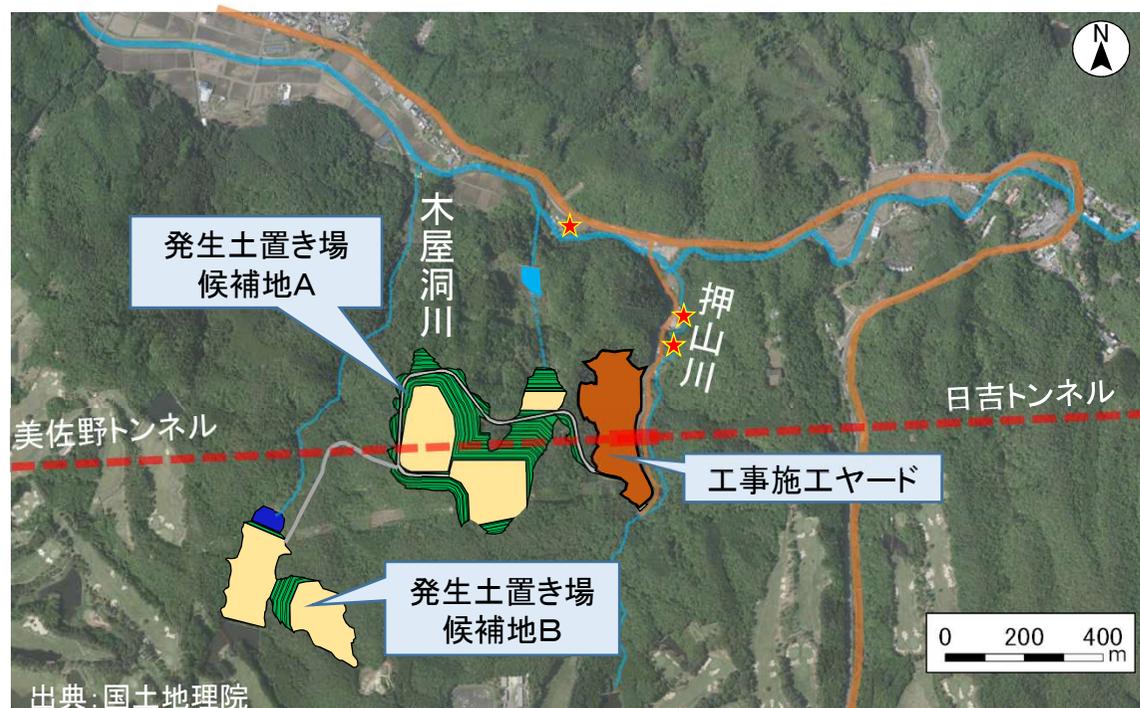
植物の重要な種の環境保全措置(案)

- ・予測結果と専門家のご意見を踏まえ、以下の重要な種を保全対象種と位置づけ、環境保全措置を実施する計画です。
- ・保全対象種については、今後の専門家のご意見及び岐阜県環境審査会、知事意見を踏まえ、変更となる可能性があります。

保全対象種	環境保全措置(案)
ハナノキ	移植・播種

生活環境への影響の検討

- 中央新幹線の本線及び車両基地等の環境影響評価は、平成26年8月に国土交通大臣及び岐阜県知事の意見を踏まえた環境影響評価書をとりとまとめ、法律に基づいた手続きが完了しました。
- 候補地A及び候補地Bの整備位置は、現在施工中の工事施工ヤードに比べ、最寄り民家に対し、より遠方となるため、工事騒音や振動といった生活環境への影響は、現状に比べて小さくなるかと考えております。

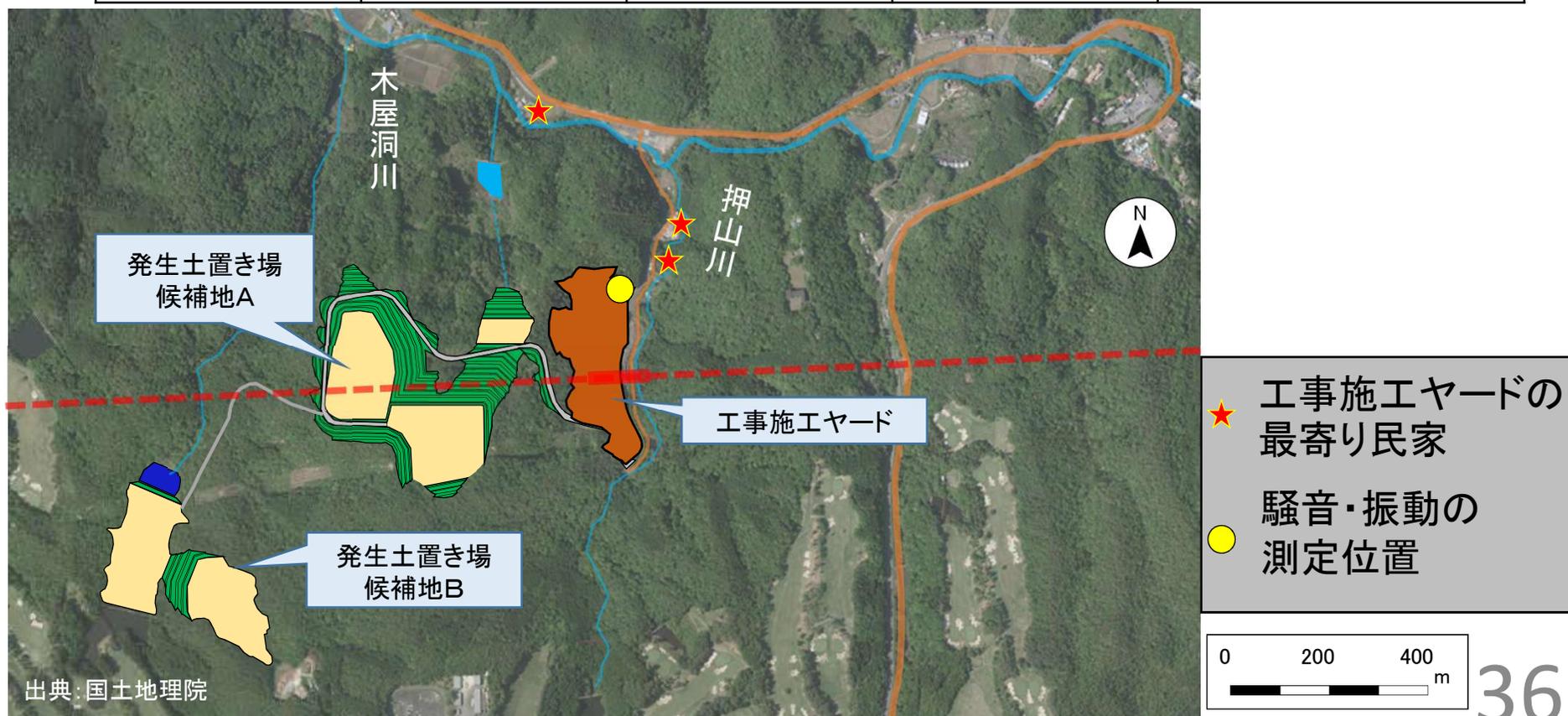


★ 工事施工ヤードの最寄り民家

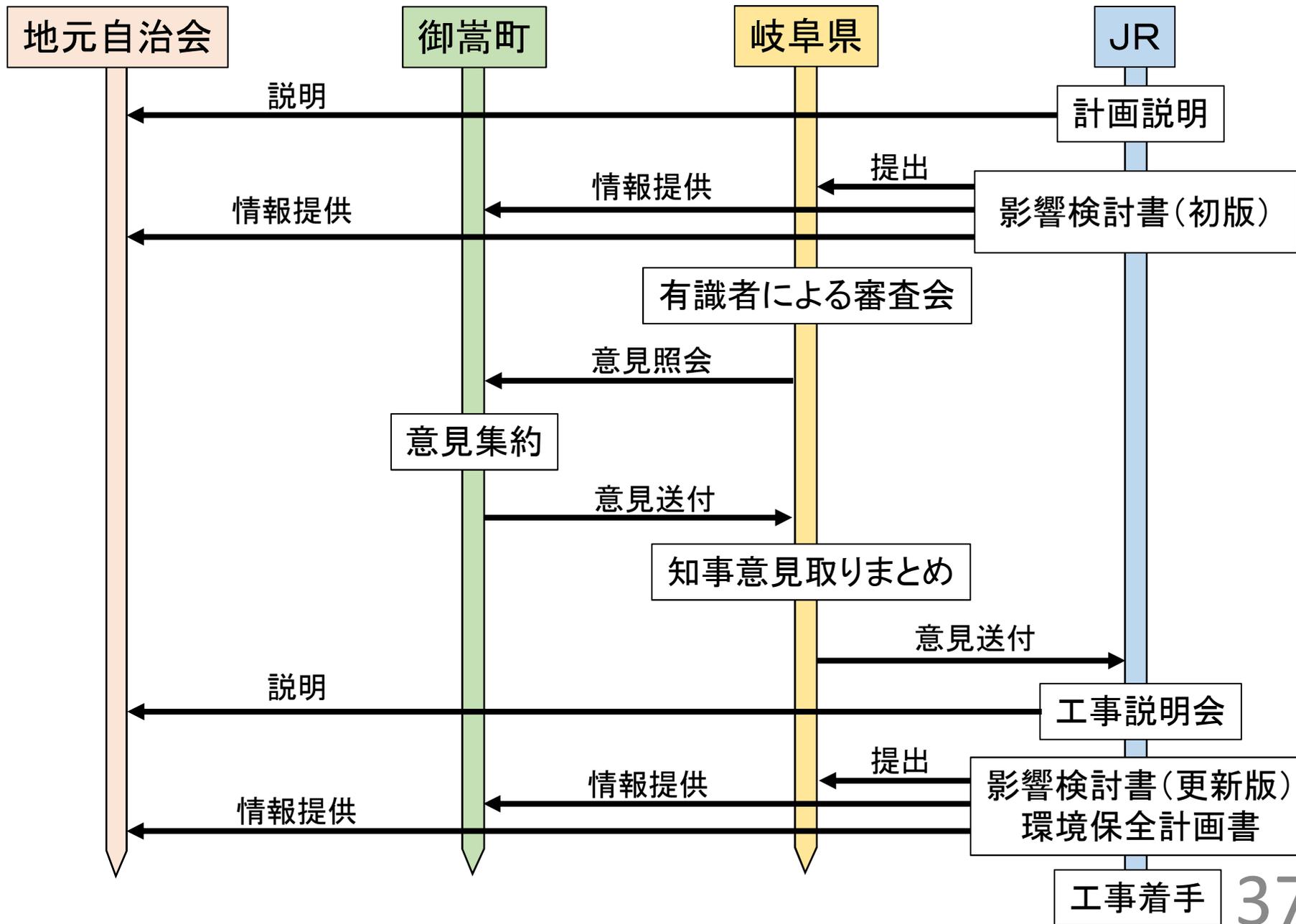
工事施工ヤードにおける騒音・振動

工事施工ヤードにおいて、盛土や切土の施工中に測定している騒音・振動については、以下の通りです。※各月の日別の最大値を記載

	令和4年4月	5月	6月	
騒音 (dB)	79	79	78	規制値は85dB
振動 (dB)	39	40	38	規制値は75dB



環境に関する法令手続き



環境に関わる法令手続きの進め方

■候補地Aに関する影響検討書

- ・県や町との調整を行い、準備が整い次第県に提出したいと考えています。

■候補地Bに関する影響検討書

- ・フォーラムでの議論等を踏まえ、提出時期は検討いたします。

第2回御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム

第1回フォーラムでいただいたご質問・ご意見への回答書

令和4年5月28日(土)に開催した「第1回御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム」において参加者の皆さまからいただいたご質問・ご意見につきまして、次のとおり回答をさせていただきます。

【目次】

ご質問の内容	ページ番号
① 受け入れを前提に協議に入る理由	2ページ
② 安全なものしか受け入れないではなかったのか	2ページ
③ メリットがない中、受け入れを前提に協議に入る理由	3ページ
④ 受け入れを前提に協議に入ることを決定する前に町民への説明・合意形成が必要	3ページ
⑤ 自治会要望(次月、美佐野、平)への明確な回答が必要	4～6ページ

質問① 受け入れを前提に協議に入る理由

【回答】

- ・本町は、リニアの早期開通に協力する立場であるところ、JR 東海から社の基本方針に適したものとして、要対策土を含めた置き場計画の提案がありましたので、計画内容の安全性を確認する手続きの段階に至りました。
- ・「受け入れ前提」とは町の協議方針であり、現時点で町が受け入れを決めたというわけではありません。また、「協議」とは、JR 東海の発生土置き場計画の合理性、安全性を確認することです。
- ・理由については、第1回フォーラム、広報紙「ほっとみたけ」令和3年10月号などでお答えしています。



【第1回フォーラム資料】

※17ページ参照

質問② 安全なものしか受け入れないのではなかったのか

【回答】

- ・当初から安全性については、受け入れ是非の判断の大前提であり、フォーラムで最も確認すべき点だと考えています。
- ・専門家への相談で、要対策土は自然由来の土であり、2重遮水シートで適切に封じ込めれば、安全が担保できる一般的な工法であるとの説明を受けました。
- ・JR 東海にはフォーラムを通じて、詳細説明を求めていくとともに、有識者の方々の専門的助言をいただくとともに適切な施工管理方法を求めています。
- ・「将来に亘り安全か」や「対策は十分か」などの懸念を有識者の意見を受けながら皆さまと共に確認・解消していきたいと考えています。
- ・フォーラムにおける JR 東海の説明内容で安全性に疑問が残るようであれば、受け入れない場合もあり得ます。

質問③ メリットがない中、受け入れを前提に協議に入る理由

【回答】

- ・リニア事業は国家プロジェクトであり、開通することで様々な可能性が開けていくことから、本町を含む沿線市町だけでなく、岐阜県全体の期待を担っています。
- ・リニアは大きな社会的役割を持ち、本町は早期開通を長年にわたり要望してきたとともに、本線が通過する自治体として協力が求められる立場です。
- ・こういった背景もあり、受け入れを前提とした協議に入ることとなりました。理由については、質問①で説明したとおりです。

質問④ 受け入れを前提に協議に入ることを決定する前に町民への説明・合意形成が必要

【回答】

- ・令和3年7月に熱海市の盛土崩落事案をきっかけに、全国的にも盛土の安全確保についての議論が生じました。コロナ禍で直接説明する機会は作れませんでした。町内で要対策土が発生する以上、早期にJR東海の計画の安全性を確認するべきと判断しました。
- ・受入れ前提の協議については、「発生土置き場計画の合理性、安全性を確認する段階」ですので、事前説明が困難な中、方針として示させていただきました。

質問⑤ 自治会要望への明確な回答が必要

1. 次月自治会（令和4年1月13日付提出）

【要望書の内容】 ※別紙①参照

○候補地 A・B の白紙撤回について

≪ 候補地 A ≫

- ・ 次月住民の生活環境への不安
- ・ 山林破壊、希少生物絶滅の恐れ

≪ 候補地 B ≫

- ・ 可児川上流部に要対策土のような危険残土を置くべきでない
- ・ 「遮水シートで永久保管」は危険
- ・ 環境破壊も甚だしい

【回答書の内容】 ※別紙②参照

○ご不安は十分承知している

○どういった対策が必要か専門家の意見も交えた協議を予定

○フォーラムを通じて不安解消や理解促進に努めたい

【回答の趣旨】

- ・ ご懸念される自然・生活環境への影響、要対策土の封じ込め工法の妥当性や安全性などについて、本フォーラムで確認していきます。

2. 美佐野自治会（令和4年1月14日付提出）

【要望書の内容】 ※別紙③参照

○要対策土を受け入れない選択肢も含めた協議について

【回答書の内容】 ※別紙④参照

○ご不安は十分承知している

○どういった対策が必要か専門家の意見も交えた協議を予定

○フォーラムを通じて不安解消や理解促進に努めたい

【回答の趣旨】

- ・ 質問①でもお答えしたように、現時点で町が受け入れを決めたというわけではございません。フォーラムを通じて、JR 東海の発生土置き場計画の「安全性」、「妥当性」を確認していきます。

3. 平自治会（令和4年3月3日付提出）

【要望書の内容】※別紙⑤参照

○リニア工事に対する町の姿勢と経緯説明について

- Q1. 町有地に有害物質を埋めるにあたって、正確な説明責任を
- Q2. 希少種の群生地である町有地を有害物質の最終処分場とする合理的説明を
- Q3. 御嵩町民の命を守るより私企業の利益を優先した根拠
- Q4. リニア建設促進岐阜県期成同盟会会員は説明責任が免除されるのか。町民の命より会員としての立場を優先した根拠は
- Q5. 町有地は将来的に研究施設か工業団地とするために購入したのでは。また、安全なものしか受け入れないとの町議会答弁を翻した理由と経緯は

【回答書の内容】※別紙⑥参照

- ・ご不安や心配の声は承知している
- ・フォーラムが対策への理解を深めていただき、ご不安やご心配が解消できる場となるようにしたい
- ・フォーラムでは皆様からのご意見をいただくとともに、各資料や映像を広く公開し、内容を届けていきたい

【回答の趣旨】

Q1. 町有地に有害物質を埋めるにあたって、正確な説明責任を

【町の考え方】

理由については、質問①「受け入れを前提に協議に入る理由」で説明したとおりです。また、発生土置き場計画の安全性については、本フォーラムで確認していきます。

Q2. 希少種の群生地である町有地を有害物質の最終処分場とする合理的説明を

【町の考え方】

希少種の保全対策や発生土置き場計画の安全性については本フォーラムで確認していきたいと考えています。

Q3. 御嵩町民の命を守るより私企業の利益を優先した根拠

【町の考え方】

本町としては、リニアの早期開通に協力する立場とあわせて、町民の皆様の安全及びトンネル工事に関わる安全確保についても JR 東海に求めていく立場です。JR 東海の発生土置き場計画の安全性について本フォーラムで確認していきたいと考えています。安全性の確認はフォーラムの最も重要な論点だと考えています。

Q4. リニア建設促進岐阜県期成同盟会会員は説明責任が免除されるのか。町民の命より会員としての立場を優先した根拠は

【町の考え方】

説明責任が免除されるわけではありません。会員としての立場はリニアの早期開通であって、安全性の確認については Q3 のとおりと考えております。

Q5. 町有地は将来的に研究施設か工業団地とするために購入したのは。また、安全なものしか受け入れないとの町議会答弁を翻した理由と経緯は

【町の考え方】

ご質問のとおり、候補地となっている町有地は将来的に研究施設や工業団地など有効に活用できる方法を検討するとして購入した土地であります。購入した土地の一部は要対策土が搬入される計画（候補地 B）となっておりますが、その箇所については JR 東海が自社所有地として責任を持って管理すると聞いております。また、近傍の民有地に健全土を搬入し、平場を造成する計画（候補地 A）もあります。従って、候補地 A、候補地 B その周辺を一体的に活用できる可能性も出てくるのではないかと考えています。

また、安全なものしか受け入れないとの町議会答弁を翻したのご指摘については、質問①、②で回答したとおりです。発生土置き場計画の安全性を確認していくのが本フォーラムの目的となります。

令和4年1月13日

御嵩町長 渡邊 公夫 様

提出者住所：[REDACTED]
自治会名：次月自治会
代表者：小栗 幸弘
連絡先(Tel)：[REDACTED]



自治会要望書

次の項目を自治会総意の要望事項として提出いたしますので、検討していただきますようお願いいたします。

記

1. 要望項目

■リニア中央新幹線トンネル工事掘削残土置き場「候補地A・B」の「白紙撤回」を要望します。

次月自治会では毎月 JR 東海から工事進捗状況の説明を受けてきました。しかしながら我々住民からの質問に十分納得できる説明がないまま工事（主としてヤード工事）が進んでおり、このまま黙認すれば下記不安を抱えたままトンネル工事が着手され、その残土が2カ所の「候補地A・B」に積み置かれ、永久保管されます。

12/26（日）次月自治会 総会を開催し、総数21名中、出席者18名、欠席者3名で総会は成立し、16名という多数の賛同を得て「リニア中央新幹線トンネル工事掘削残土置き場「候補地A・B」に反対」が決議されました。

（2名中1名は議長、1名は投票用紙紛失者）

渡辺公夫町長には次月自治会総会の結果を重く受け止めていただき、JR 東海に対し「残土置き場に反対」とご英断していただきますよう、宜しく願い申し上げます。

【候補地A:通常残土に反対の理由】

①次月住民の生活環境に、大きな不安を永久に残す。

次月地区住民 M 氏宅から可児川を挟んで候補地 A 下流の池まで120m 足らずと非常に近く、危険性が高い場所にあります。南海トラフ巨大地震（東海地震：M8 程度）は30年以内に87%の確率で起こると予想されており、このとき上之郷地区は震度6弱と想定されています。候補地 A の残土置き場が崩れて可児川を堰き止めれば、M 氏宅のみならず、次月地区が水没しかねません。さらに震度5まで耐えられるという松野湖がもし満水時に地震で決壊し、候補地 A のトンネル残土が崩落し可児川を堰き止めれば、次月は5分で水没する恐れがあります。

また100年に1度の豪雨と言われるような豪雨が降った場合も、候補地 A

の地盤が緩み、崩落の危険性が容易に想定されます。机上の推論で「安全」を繰り返して説明されるより、根本的に人家から近い場所に危険因子を置かない政策が重要と考えます。このまま工事を許可してはなりません。

②山林破壊、絶滅危惧種に指定されている「ハナノキ」「シデコブシ」「カキラン」など多数の希少生物が絶滅する恐れがあります。

昨年日吉トンネル・掘削残土置き場を視察しましたが、次月地区全体を埋め尽くすほどのトンネル残土が谷あいにも埋められています。景観は損なわれ、以前から存在していただろう動・植物の生活圏が奪われています。このような暴挙が許されるはずはなく、同様な光景が候補地 A・B にも現れる事を考えると、今ならまだ間に合います。白紙撤回を要望します。

【候補地 B:要対策土に反対の理由】

①可児川上流部に、要対策土のような危険残土を置くべきではありません。

可児川の下流域では川の水を利用して生活している方も多く、農作物への影響は大きく、さらに木曾川と合流後は、多くの住民が「飲料水」としても利用されています。一歩間違えば多大な影響を及ぼす候補地 B に、要対策土を永久保存するなど、間違った判断をしてはなりません。

②「要対策土を遮水シートで封じ込め、永久保管する」は危険。

遮水シートの経年劣化、地震による耐久性に信頼を得るだけの説明がありません。サンドイッチ構造の説明はされますが、シート自体の科学的耐久性データ・根拠が示されない説明を何度繰り返されても、我々は信頼することが出来ません。そもそも永久に劣化しないシートなるものが存在するのでしょうか？万が一破れた個所や劣化したシートから雨水が染み込み、その水が漏れ出たら、水質モニタリングの発見時には既に手遅れです。その時点で近隣住民及び下流域の住民に危害を与えている恐れが充分考えられます。

「100年に1度の豪雨」があった時、JR 東海が説明する貯水槽で、重金属を含む雨水を全量貯水できるのでしょうか？

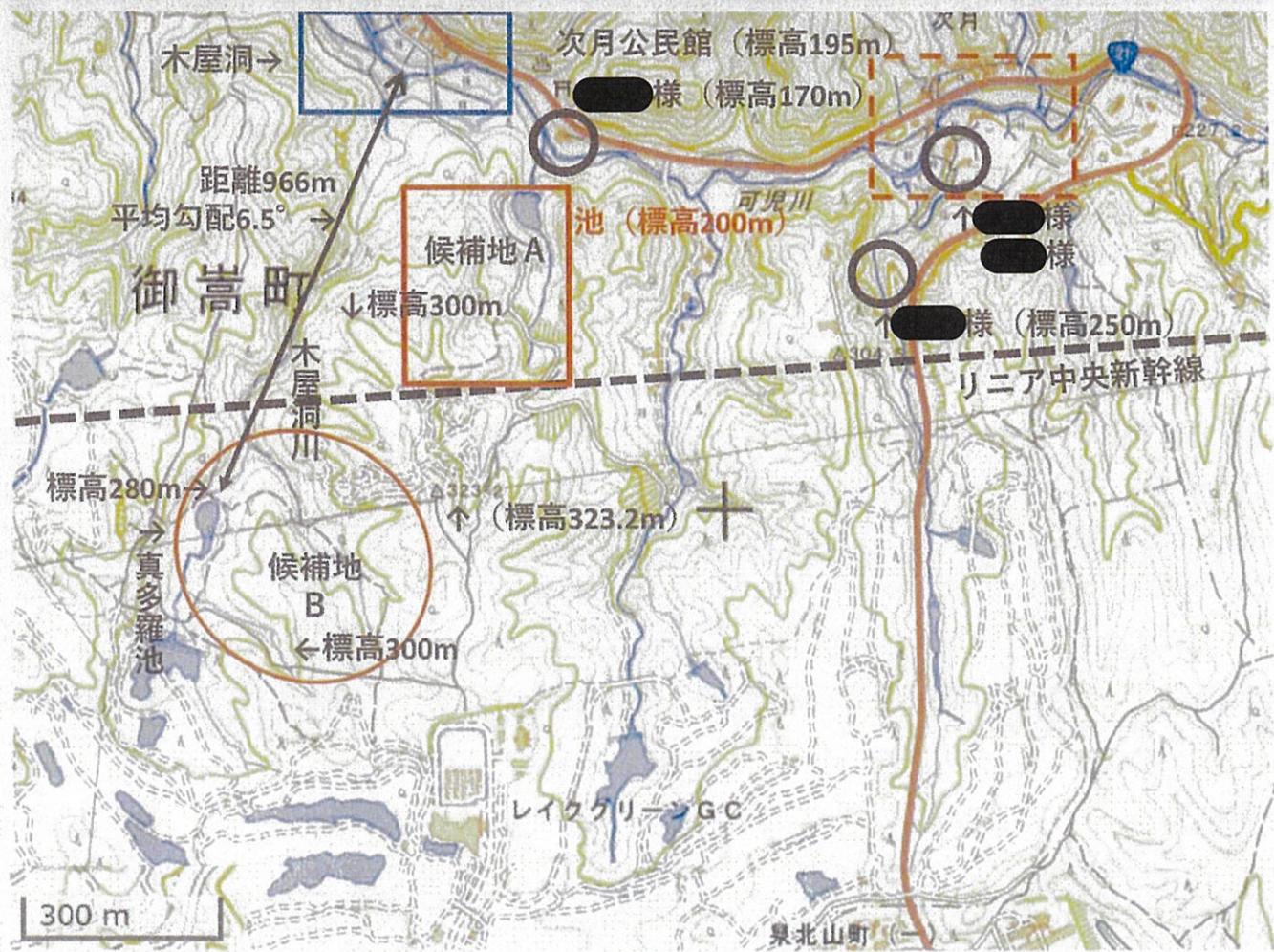
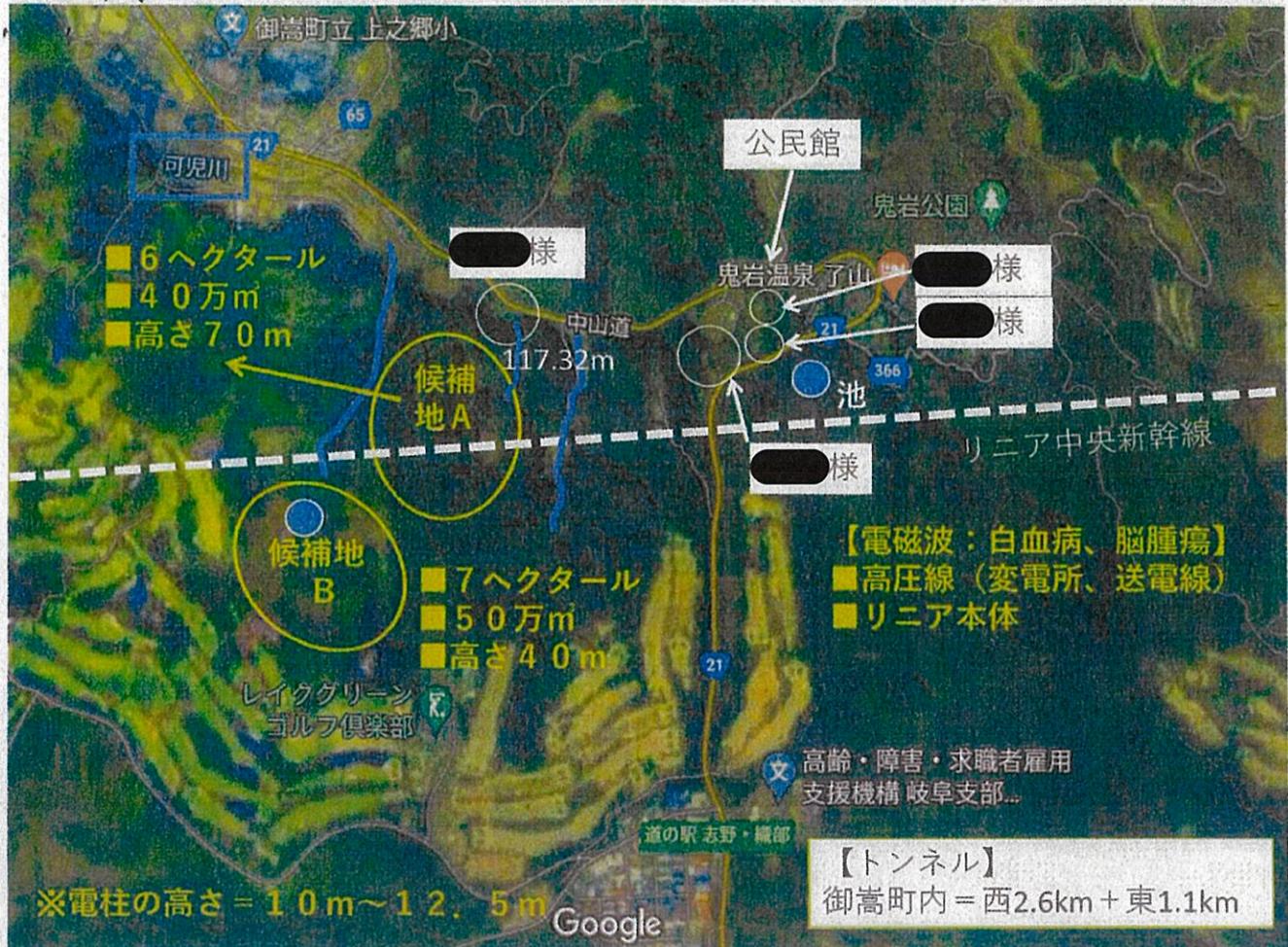
こうした危険性を抱える要対策土を候補地 B に永久保存することはあってはなりません。

③候補地 B (7ha) は候補地 A (6ha) よりも広く、環境破壊も甚だしいものです。

トンネル残土置き場は技術的にも、環境保全においても問題があり、「候補地 A」は民家に近く次月住民に不安を与え、「候補地 B」は可児川下流域に暮らす人々に大きな不安を永久に残すこととなります。我々は渡辺公夫町長に住民が安心して暮らせるよう、ここは勇気をもって決断して頂きますようお願いいたします。

※ 添付書類：別紙

以上



次月自治会

会長 小栗 幸弘 様

御嵩町長 渡邊 公夫



自治会要望について (回答)

日頃より、町政運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、令和4年1月13日受付でいただきました要望書につきまして、以下のとおり回答いたします。

【要望】

リニア中央新幹線トンネル工事の残土置き場「候補地 A・B」の白紙撤回を要望します。

【回答】

昨年9月議会で町長が表明しましたとおり、美佐野地内町有地(要対策土置き場候補地)につきましては、リニア発生土置き場の受け入れを前提としたところですが、町民の皆様におかれましては、ご不安の点があることは十分承知しているところです。

今回新たに、リニア発生土置き場計画に関する検討会議(仮称)を設置して、JR東海の発生土置き場の計画について、対策土を受け入れるためには、どういった対策・対応が必要であるかなど、専門家の意見も交えながら、JR東海と協議をしていくこととしております。

当会議の運営につきましては、協議の内容を出来るだけ透明化するとともに、町民の皆様が自ら協議に参加し、直接ご質問いただける方法を取り入れることも検討しております。

町としましては、要望書の趣旨も踏まえつつ、当会議の開催を通じて、町民の不安解消や理解促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、美佐野地内の民有地(健全土発生土置き場候補地)につきましては、現在、JR東海におきまして、地権者の方々と協議していると承知しており、町としましては、今回要望書でご指摘いただいた趣旨も踏まえつつ、安全性が担保されるよう JR 東海の動向を注視してまいりたいと考えております。

■問い合わせ先:企画課 企画調整係(内線 2226)

取 扱	住民環境課 ふれあい住民係
	担当: 山田 TEL67-2111 (内線 2103)

令和4年1月14日

御嵩町長 渡辺 公夫 様

美佐野自治会長 桑下 清孝



自治会要望書

次の項目を自治会総意の要望事項として提出いたしますので、検討していただきますようお願いいたします。

1. 要望内容

J R東海リニア中央新幹線トンネル工事の美佐野地内町有地への「要対策土の受け入れ」について、「受け入れを前提とした交渉」ではなく、今後「受け入れない」という選択択肢も含めた協議を要望します。

令和3年の御嵩町議会第3回定例会の一般質問において、町長より「J R東海リニア中央新幹線トンネル工事について、美佐野地区内の町有地に要対策土の受け入れを前提にした協議をJ R東海と進める。」と表明されました。

美佐野自治会では今まで定期的にJ R東海の工事担当者からヤード工事の進捗等について報告をうけてきました。同時に民有地の地権者に対しての健全土の受け入れ交渉も進められております。

要対策土の受け入れに関しては、御嵩町からの報告はなかったものの、以前から議会等で町長が言ってこられた「安全なものしか受け入れない」「御嵩町では遮水シートは二十数年前に否定している」という言葉に、御嵩町としても住民の安全・安心を最優先に考えてくれているのだろうと、ありがたく、また誇らしく感じておりました。

町長は受け入れに関して、「自然由来の物であること」「御嵩町の工区から発生する土であること」などの理由を挙げられていますが、かつて多くの公害被害が「自然由来」の土に起因した事は周知の事実です。またJ R東海という一企業が事業の為に行う工事排出土について、発生地域に処分責任を負わせるのは間違いだと思います。

御嵩町には環境基本条例があり、16条に「町は、町の環境の状況及び環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、町民、事業者や民間団体に対し必要な情報を積極的に提供するよう努めます。」と書かれています。

その事について、令和3年12月7日の町長記者会見の新聞発表によれば「J Rに求めるべき処分場の安全対策について、専門家から助言をもらうための検討組織を来年度に立ち上げる」方針だとのことですが、これも「受け入れを前提として」ということであり、「受け入れない」「J Rに他の受け入れ先を探して搬出してもらいたい」等の地元住民の声を活かした協議を行っていただきたいと考えます。

要対策土の受け入れは、次月・美佐野地区をはじめ下流域の住民の安全と安心を脅かす重大な事案であり、当自治会としても大変憂慮しております。

町長の「住民に判断を委ねるものではない」との発言、もちろん産廃の時のような住民投票を希望するものではありませんが、地元や下流域の住民をも含めた要対策土の「受け入れを前提」としなない協議を進めていただけるよう、町長並びに議会の皆様に切にお願いする次第です。

御住ふ第19号の66

令和4年2月2日

美佐野自治会

会長 桑下 清孝 様

御嵩町長 渡邊 公英



自治会要望について (回答)

日頃より、町政運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、令和4年1月14日受付でいただきました要望書につきまして、以下のとおり回答いたします。

【要望】

リニア中央新幹線トンネル工事の美佐野町有地への「要対策土の受け入れ」について、受け入れを前提としたものではなく、「受け入れない」という選択肢も含めた協議を要望します。

【回答】

昨年9月議会で町長が表明しましたとおり、美佐野地内町有地(要対策土置き場候補地)につきましては、リニア発生土置き場の受け入れを前提としたところですが、町民の皆様におかれましては、**ご不安の点があることは十分承知しているところ**です。

今回新たに、**リニア発生土置き場計画に関する検討会議(仮称)を設置して、JR東海の発生土置き場の計画について、対策土を受け入れるためには、どういった対策・対応が必要であるかなど、専門家の意見も交えながら、JR東海と協議をしていくこと**としております。

当会議の運営につきましては、協議の内容を出来るだけ透明化するとともに、町民の皆様が協議に参加し、直接ご質問いただける方法を取り入れることも検討しております。

町としましては、**要望書の趣旨も踏まえつつ、当会議の開催を通じて、町民の不安解消や理解促進に努めてまいります**と考えております。

■問い合わせ先:企画課 企画調整係(内線 2226)

取 扱	住民環境課 ふれあい住民係
	担当: 山田
	Tel67-2111 (内線 2103)

令和4年3月3日

御嵩町長 渡邊 公夫 様

提出者住所

自治会名 平自治会

代表者 佐賀 淳

連絡先(電話)

自治会要望書

次の項目を自治会総意の要望事項として提出いたしますので、検討いただきますようお願いします。

記

【要望内容】

J R東海リニア中央新幹線トンネル工事に対する町の姿勢と経緯の説明を要望します。

- 1) リニア中央新幹線工事概要を町の立場として今日まで一切の具体的説明を地元にはせず、さらに町長は住民に判断を委ねるものではないと言明されましたが、すくなくとも町有地に有害物質を埋めるにあたって、行政として正確な説明責任を果たされるようお願いいたします。
- 2) そもそも令和3年7月11日J R東海は、町民説明会に於いて「対策土に関して住民の理解が得られなければ持ち出すと」説明してみえます。地元住民が永く守ってきた山林、まして希少動植物の群生地である町有地(住民の財産)に「私企業が出す有害物質の最終処分場とする」合理的説明を求めます。
- 3) 町長は御嵩町民の命を守るより、私企業の利益を優先された根拠を示してください。
- 4) リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会員は、町民への説明責任を免除されるものでしょうか。町民の命より、会員としての立場を優先された根拠を示してください。
- 5) 美佐野町有地は、将来的に研究開発か工業団地として購入されたとお聞きしております。また同町有地には安全なものしか入れない、遮水シートは20年前に終わった話だとの町長議会答弁を、翻された合理的理由と経緯を住民にお聞かせ願えれば幸いです。

以上



御住ふ第19号72
令和4年4月13日令和3年度平自治会長
佐賀 淳 様

御嵩町長 渡邊 公夫



自治会要望について（回答）

日頃より、町政運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、令和4年3月3日受付でいただきました要望書につきまして、以下のとおり回答いたします。

【要 望】

J R東海リニア中央新幹線トンネル工事に対する町の姿勢と経緯の説明を要望します。

【回 答】

発生土置き場計画に対するご不安やご心配の声は、上之郷小学校にて開催した意見交換会においても多数いただき、重々承知しております。

町としては、今年度、リニア発生土置き場に関するフォーラム(以下「フォーラム」といいます。)を開催し、当フォーラムにおいて対策へ理解を深めていただくとともに、ご不安やご心配が解消できる場となるよう、専門家の方に解説やご意見をいただきながら展開していく所存です。

当フォーラムでは、皆様から直接ご意見をいただく機会を設けるとともに、各資料や映像についても広く公開し、皆様に内容をお届けしたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

担当 企画課リニア対策係（内線2219）

取 扱	住民環境課 ふれあい住民係 担当：山田
	Tel.67-2111（内線2103）

重要な種の選定基準

1. 動物

1-1 動物の重要な種の選定基準

重要な種の選定基準は以下のとおりである。

表 1-1-1 重要な種の選定基準（動物）

番号	文献及び法令名	区分
①	文化財保護法（昭和 25 年、法律第 214 号）	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年、法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
③	岐阜県文化財保護条例（昭和 29 年、岐阜県条例第 37 号）	県天：県指定天然記念物
④	岐阜県希少野生生物保護条例（平成 15 年、岐阜県条例第 22 号）	○：指定希少野生生物
⑤	御嵩町文化財保護に関する条例（昭和 51 年、御嵩町条例第 9 号）	町天：町指定天然記念物
⑥	御嵩町希少野生生物保護条例（平成 18 年、御嵩町条例第 17 号）	○：指定希少野生生物
⑦	環境省レッドリスト 2015 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物（平成 27 年、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類
⑧	環境省レッドリスト 2020 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無脊椎動物（令和 2 年、環境省）	VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑨	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（動物編）改訂版 - 岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版 - （平成 22 年、岐阜県）	絶滅 野生絶滅 Ⅰ：絶滅危惧Ⅰ類 Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類 準：準絶滅危惧 不足：情報不足
⑩	御嵩町版レッドデータブック：御嵩町の絶滅のおそれのある野生生物 2013（鳥類・蝶類・植物・魚類・貝類・トンボ編）（平成 25 年、御嵩町）	○：掲載種
⑪	専門家の助言により選定した種	○：指摘種

1-2 動物の重要な種の選定基準詳細

① 哺乳類

表 1-2-1 重要な哺乳類選定基準

No.	目名	科名	種名	選定基準											
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1	モグラ	モグラ	ヒメヒミズ										不足		
2			フジミズラモグラ							NT	NT	準			
3	コウモリ	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ							VU	VU	I			
4			チチブコウモリ							LP	LP	I			
5			ニホンウサギコウモリ										準		
6			ニホンテングコウモリ										II		
7	ネコ	イタチ	ホンドオコジョ							NT	NT	II			
8	ウシ	ウシ	ニホンカモシカ	特天											
9	ネズミ	リス	ホンドモモンガ									準			
10		ネズミ	ホンシュウカヤネズミ									準			
11		ヤマネ	ヤマネ	天									準		
計	5 目	7 科	11 種	2 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	4 種	4 種	10 種	0 種	0 種	

② 鳥類

表 1-2-2(1) 重要な鳥類選定基準

No.	目名	科名	種名	選定基準											
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1	キジ	キジ	ヤマドリ						○			準	○		
2	カモ	カモ	オシドリ							DD	DD	準			
3			トモエガモ							VU	VU				
4			アカハジロ								DD	DD			
5	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ									準			
6	ハト	ハト	アオバト						○			不足	○		
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ							NT	NT	II			
8			ミゾゴイ							VU	VU	II			
9			チュウサギ								NT	NT			
10	ツル	クイナ	ヒクイナ						○	NT	NT	II	○		
11	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ						◎	NT	NT	準	○		
12	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ									不足			
13	チドリ	チドリ	ケリ							DD	DD				
14		シギ	タカブシギ							VU	VU				
15		タマシギ	タマシギ						◎	VU	VU	準	○		
16		カモメ	コアジサン							VU	VU	II			
17	タカ	ミサゴ	ミサゴ							NT	NT				
18		タカ	ハチクマ						○	NT	NT	準	○		
19			チュウヒ	国内						EN	EN				
20			ツミ										不足		
21			ハイタカ						○	NT	NT	準	○		
22			オオタカ						◎	NT	NT	準	○		
23			サシバ						○	VU	VU	準	○		
24			クマタカ	国内						EN	EN	II			
25			フクロウ	フクロウ	オオコノハズク						○			不足	○
26	コノハズク											II			

表 1-2-2(2) 重要な鳥類選定基準

No.	目名	科名	種名	選定基準													
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
27	フクロウ	フクロウ	フクロウ							○			準	○			
28			アオバズク							○			準	○			
29	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン										準				
30			ヤマセミ							○			準	○			
31		ブッポウソウ	ブッポウソウ									EN	EN	I			
32	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内						VU	VU	準				
33	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ							○	VU	VU	準	○			
34		カササギヒタキ	サンコウチョウ							○			準	○			
35		モズ	チゴモズ								CR	CR	I				
36			アカモズ									EN	EN	I			
37		ムシクイ	オオムシクイ										DD				
38			センダイムシクイ											準			
39		キバシリ	キバシリ											不足			
40		ヒタキ	マミジロ											不足			
41			トラツグミ								○			不足	○		
42			クロツグミ									○				○	
43			コサメビタキ									○			準	○	
44			ホオジロ	ホオアカ											準		
45				ノジコ									NT	NT	準		
46		クロジ										○			不足	○	
計	14 目	25 科	46 種	0 種	3 種	0 種	0 種	0 種	0 種	18 種	25 種	26 種	37 種	18 種	0 種		

③ 爬虫類

表 1-2-3 重要な鳥類選定基準

No.	目名	科名	種名	選定基準											
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1	カメ	イシガメ	クサガメ										不足		
2			ニホンイシガメ							NT	NT	準			
3		スッポン	ニホンスッポン								DD	DD	不足		
計	1 目	2 科	3 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	2 種	3 種	0 種	0 種	

④ 両生類

表 1-2-4 重要な両生類選定基準

No.	目名	科名	種名	選定基準													
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
1	有尾	サンショウウオ	コガタブチサンショウウオ								VU	VU	II				
2			ヒダサンショウウオ								NT	NT	準				
3		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	特天	国際						VU	VU	II				
4		イモリ	アカハライモリ									NT	NT				
5	無尾	アカガエル	ナゴヤダルマガエル									EN	EN	II			
6			トノサマガエル									NT	NT				
7			ナガレタゴガエル												不足		
8			ニホンアカガエル												準		
9		アオガエル	モリアオガエル												不足		
計	2 目	5 科	9 種	1 種	1 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	6 種	6 種	7 種	0 種	0 種		

表 1-2-5(2) 重要な昆虫類選定基準

No.	目名	科名	種名	選定基準													
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
51	チョウ	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン							VU	VU	準					
52			オオムラサキ						○	NT	NT		○				
53		ジャノメチョウ		ヒメヒカゲ本州中部亜種						◎	CR	EN	I	○			
54				キマダラモドキ							NT	NT	準				
55				クロヒカゲモドキ								EN	EN	I			
56				オオヒカゲ										II			
57				ウラナミジャノメ本土亜種								VU	VU	I			
58		ヤママユガ		オナガミズアオ							NT	NT					
59		ドクガ		スゲドクガ							NT	NT	準				
60		ヤガ		ウスズミケンモン							NT	NT					
61				ウスミモンキリガ								NT	NT				
62				ミスジキリガ									NT	NT			
63				ギンモンアカヨトウ									VU	VU			
64				コシロシタバ									NT	NT			
計		7 目	33 科	64 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	12 種	52 種	52 種	35 種	12 種	0 種		

⑥ 魚類

表 1-2-6 重要な昆虫類選定基準

No.	目名	科名	種名	選定基準													
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類							○	注 2	注 2	注 2	○			
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ								EN	EN					
3	コイ	コイ	ヤリタナゴ								NT	NT	準				
4			イチモンジタナゴ									CR	CR	I			
5			イタセンバラ	天	国内								CR	CR	I		
6			シロヒレタビラ										EN	EN	I		
7			ヌマムツ												準		
8			カワヒガイ								○	NT	NT		○		
9			ゼゼラ									VU	VU				
10			ツチフキ									EN	EN	不足			
11			イトモロコ											準			
12			ドジョウ		ドジョウ								DD	NT			
13					スジシマドジョウ 種群							○	注 3	注 3		○	
14	アジメドジョウ											VU	VU				
15	ホトケドジョウ											◎	EN	EN	準	○	
16	ナマズ	ギギ	ネコギギ	天							EN	EN	I				
17		アカザ	アカザ								○	VU	VU		○		
18	サケ	サケ	サツキマス (アマゴ)								NT	NT	準				
19	ダツ	メダカ	ミナメダカ							○	VU	VU		○			
20	カサゴ	カジカ	カマキリ								VU	VU	II				
21			カジカ									注 4	注 4	注 4			
22	スズキ	ドンコ	ドンコ							○			準	○			
23		ハゼ		オオヨシノボリ									不足				
24				トウカイヨシノボリ								NT	NT	準			
計	8 目	11 科	24 種	2 種	1 種	0 種	0 種	0 種	7 種	20 種	20 種	16 種	7 種	0 種			

⑦ 底生動物

表 1-2-7 重要な底生動物選定基準

No.	目名	科名	種名	選定基準											
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
1	原始紐舌	タニシ	マルタニシ								VU	VU	準		
2			オオタニシ								NT	NT			
3	盤足	カワニナ	クロダカワニナ								NT	NT	準		
4	基眼	モノアラガイ	モノアラガイ								NT	NT			
5	イシガイ	イシガイ	イシガイ						○				II	○	
6			マツカサガイ						○	NT	NT	II	○		
7	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ								VU	VU	準		
計	5 目	5 科	7 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	6 種	6 種	6 種	5 種	2 種	0 種

⑧ 陸産貝類

表 1-2-8 重要な陸産貝類選定基準

No.	目名	科名	種名	選定基準												
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
1	マイマイ (柄眼)	キセルガイ	オオギセル								NT	NT				
2			オクガタギセル								NT	NT	準			
3			トノサマガセル									NT	NT	準		
4	ベッコウマイマイ	ベッコウマイマイ	ミドリベッコウ								DD	DD	不足			
5			ヒラベッコウ								DD	DD				
6			エナクリイロベッコウ									DD	DD			
7			オオウエキビ									DD	DD			
8			タカキビ									NT	NT	不足		
9			ヒメカサキビ									NT	NT			
10			ニッポンマイマイ (ナンバンマイマイ)	ニッポンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ								NT	NT	準	
11	<i>Nipponochloritis</i> 属の一種										注	注				
12	コシタカコベソマイマイ											NT	NT	準		
13	ヤマタカマイマイ											NT	NT	準		
14	オナジマイマイ	オナジマイマイ	コガネマイマイ (オカノマイマイ)										準			
計	1 目	4 科	14 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	12 種	12 種	8 種	0 種	0 種		

注. 「*Nipponochloritis*属」は、「環境省第4次レッドリスト 貝類」(平成24年、環境省)において、26種の記載があるが、岐阜県において分布が考えられる、「ヒメビロウドマイマイ」が「絶滅危惧II類」、「ケハダビロウドマイマイ」、「キヌビロウドマイマイ」が「準絶滅危惧」、「エチゼンビロウドマイマイ」、「ビロウドマイマイ」が「情報不足」に該当する。

また、「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-(平成22年、岐阜県)」において、「ケハダビロウドマイマイ」が「準絶滅危惧」、「イビビロウドマイマイ」が「情報不足」に該当する。

2. 植物

2-1 植物の重要な種の選定基準

重要な種の選定基準は以下のとおりである。

表 2-1-1 重要な種の選定基準（植物）

番号	文献及び法令名	区分
①	文化財保護法（昭和 25 年、法律第 214 号）	特天：特別天然記念物 天：天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年、法律第 75 号）	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
③	岐阜県文化財保護条例（昭和 29 年、岐阜県条例第 37 号）	県天：県指定天然記念物
④	岐阜県希少野生生物保護条例（平成 15 年、岐阜県条例第 22 号）	○：指定希少野生生物
⑤	御嵩町文化財保護に関する条例（昭和 51 年、御嵩町条例第 9 号）	町天：町指定天然記念物
⑥	御嵩町希少野生生物保護条例（平成 18 年、御嵩町条例第 17 号）	○：希少野生生物 ◎：町指定希少野生生物
⑦	環境省レッドリスト 2015 植物Ⅰ（維管束植物）、植物Ⅱ（維管束植物以外）（平成 27 年、環境省）	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA類 EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類
⑧	環境省レッドリスト 2020 維管束植物（令和 2 年、環境省）	NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑨	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物（植物編）改訂版－岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版－（平成 26 年、岐阜県）	絶滅 野生絶滅 Ⅰ：絶滅危惧Ⅰ類 Ⅱ：絶滅危惧Ⅱ類 準：準絶滅危惧 不足：情報不足
⑩	御嵩町版レッドデータブック：御嵩町の絶滅のおそれのある野生生物 2013（鳥類・蝶類・植物・魚類・貝類・トンボ編）（平成 25 年、御嵩町）	○：掲載種
⑪	専門家の助言により選定した種	○：指摘種

2-2 植物の重要な種の選定基準詳細

表 2-2-1(1) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準												
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
1	ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン										I			
2		スギラン								VU	VU	II			
3		ヤチスギラン											II		
4	ミズニラ	ミズニラ								NT	NT	I			
5	トクサ	イヌスギナ										I			
6	ハナヤスリ	ヤマハナワラビ										準			
7		ナガホノナツノハナワラビ										準			
8		ヒロハハナヤスリ											II		
9	キジノオシダ	タカサゴキジノオ										II			
10	コバノイシカグマ	ヒメムカゴシダ								EN	EN	I			
11	ミズワラビ	ハコネシダ										II			
12	シシラン	タキシダ								EN	EN	I			
13		ナカミシシラン										II			
14	チャセンシダ	ヒメイワトラノオ										I			
15		カミガモシダ										準			
16		トキワトラノオ										I			
17		オクタマシダ								VU	VU	II			
18		イチョウシダ								NT	NT	I			
19		イヌチャセンシダ											準		
20		クルマシダ											準		
21		トキワシダ											I		
22	オシダ	ミドリカナワラビ										II			
23		ナンタイシダ										I			
24		メヤブソテツ										I			
25		ミヤコヤブソテツ										準			
26		ナチクジャク										準			
27		サクライカグマ										I			
28		オワセベニシダ										II			
29		ナガバノイタチシダ							○			II	○		
30		ヒロハナライシダ								EN	EN	I			
31		アスカイノデ										I			
32		チャボイノデ										II			
33		ヒメシダ	ホソバシヨリマ									I			
34	ヨコグラヒメワラビ										I				
35	ツクシヤワラシダ											II			

表 2-2-1 (2) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準												
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
36	メシダ	テバコワラビ								VU	VU				
37		タカネサトメシダ											準		
38		ウラボシノコギリシダ											I		
39		イワヤシダ											準		
40		シマシロヤマシダ											I		
41		イヨクジャク								EN	EN		I		
42		キタノミヤマシダ											II		
43		ウサギシダ											II		
44		エビラシダ											I		
45		ウラボシ	ミヤマウラボシ										II		
46	クラガリシダ									EN	EN		I		
47	ヤノネシダ												II		
48	アオネカズラ												II		
49	イワオモダカ												II		
50	ヒメウラボシ	オオクボシダ										II			
51	デンジソウ	デンジソウ								VU	VU		I		
52	サンショウモ	サンショウモ								VU	VU		I		
53	アカウキクサ	オオアカウキクサ								EN	EN		不足		
54	カバノキ	サクラバハンノキ							○	NT	NT		準	○	
55		チョウセンミネバリ											不足		
56	ブナ	クヌギ											不足		
57		ナラガシワ											II		
58		フモトミズナラ								○			準	○	
59		カシワ											不足		
60	イラクサ	サンショウソウ											II		
61	ヤドリギ	マツグミ							○				準	○	
62	ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ								VU	VU		II		
63	タデ	ウナギツカミ											準		
64		ヤナギヌカボ								VU	VU		II		
65		ナガバノウナギツカミ								○	NT	NT		準	○
66		サデクサ												準	
67		ホソバノウナギツカミ												準	
68		ヌカボタデ									VU	VU		準	
69		ノダイオウ									VU	VU		I	

表 2-2-1(3) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準											
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
70	ナデシコ	ワダソウ										I		
71		ビランジ										I		
72		シラオイハコベ											準	
73	モクレン	オオヤマレンゲ										準		
74		シデコブシ						○	NT	NT	II	○		
75	クスノキ	イヌガシ										II		
76	キンボウゲ	カワチブシ										II		
77		レイジンソウ										II		
78		アズマレイジンソウ										II		
79		タカネトリカブト								VU	VU	II		
80		ミチノクフクジュソウ				○				NT	NT	II		
81		フクジュソウ				○						II		
82		ミスミソウ							○	NT	NT	II	○	
83		レンゲショウマ										I		
84		エンコウソウ										II		
85		コバノリュウキンカ										II		
86		カザグルマ							◎	NT	NT	II	○	
87		サバノオ										I		
88		ハコネシロカネソウ								NT	NT	I		
89		オキナグサ				○				VU	VU	I		
90		ヒキノカサ								VU	VU			
91		バイカモ										II		
92		オトコゼリ							○			II	○	
93	ノカラマツ								VU	VU				
94	メギ	ヘビノボラズ						○			II	○		
95		オオバメギ									I			
96	スイレン	ヒメコウホネ							VU	VU	I			
97	スイレン	ヒツジグサ						○			準	○		
98	ウマノスズクサ	タンザワウマノスズクサ									I			
99		ミヤマアオイ							VU	VU	II			
100	ボタン	ヤマシャクヤク							NT	NT	II			
101		ベニバナヤマシャクヤク							VU	VU	不足			
102	オトギリソウ	ヒメオトギリ						○			II	○		
103		アゼオトギリ							EN	EN				

表 2-2-1 (4) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準											
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
104	モウセンゴケ	イシモチソウ								NT	NT	II		
105		トウカイコモウセンゴケ							○			準	○	
106	ケシ	キケマン										準		
107		ナガミノツルキケマン								NT	NT	II		
108		ヤマブキシソウ										準		
109		オサバグサ										I		
110	アブラナ	ミツバコンロンソウ										I		
111		コイヌガラシ								NT	NT	I		
112	ベンケイソウ	イワレンゲ								VU	VU	I		
113		ツメレンゲ							○	NT	NT	準	○	
114	ユキノシタ	ミカワショウマ								NT	NT	II		
115		キバナハナネコノメ								NT	NT	II		
116		トウノウネコノメ										I		
117		ギンバイソウ										準		
118		シラヒゲソウ							○			準	○	
119		ヤワタソウ										準		
120		タコノアシ								NT	NT	II		
121		ヤシヤビシヤク								NT	NT	II		
122		ザリコミ										準		
123		トガスグリ										II		
124		バラ	エゾノコリンゴ										II	
125	カワラサイコ											準		
126	イワキンバイ											I		
127	ツチグリ									VU	VU			
128	ヒロハノカワラサイコ									VU	VU	I		
129	ツルキンバイ											準		
130	イワテヤマナシ											不足		
131	ヤマナシ								○			不足	○	
132	クロイチゴ											準		
133	サナギイチゴ									VU	VU	I		
134	キノキイチゴ											I		
135	ハスノハイチゴ									NT	NT			
136	ミヤマモミジイチゴ									NT	NT	II		
137	アイツシモツケ											II		
138	コキンバイ											準		

表 2-2-1(5) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準												
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
139	マメ	フジキ										II			
140		イヌハギ								VU	VU	準			
141		マキエハギ							○			準	○		
142		ツルフジバカマ										準			
143		ミヤマタニワタシ										II			
144		クサフジ										II			
145		ヨツバハギ										準			
146		カタバミ	オオヤマカタバミ								VU	VU	II		
147	フウロソウ	ビッチュウフウロ										準			
148	トウダイグサ	ノウルシ								NT	NT	II			
149		シナノタイゲキ										II			
150	ヒメハギ	カキノハグサ							○			II	○		
151		ヒナノキンチャク								EN	EN	I			
152		ヒナノカンザシ								○		II	○		
153	カエデ	ホソエカエデ										II			
154		テツカエデ										準			
155		ハナノキ								○	VU	VU	II	○	
156	ニシキギ	イワウメヅル										準			
157	クロウメモドキ	ヨコグラノキ										I			
158		ミヤマクマヤナギ										I			
159		クロカンバ										I			
160	ジンチョウゲ	コショウノキ								○		II	○		
161	グミ	マメグミ										II			
162	スマレ	ウスバスマレ										I			
163		サクラスマレ										I			
164		イブキスマレ										I			
165		シロバナスマレ										I			
166		ヒゴスマレ										I			
167	ウリ	ゴキヅル										準			
168	ミソハギ	ミズキカシグサ								VU	VU				
169		ミズマツバ								○	VU	VU		○	
170	アカバナ	ミズユキノシタ								○		準	○		
171	アリノトウグサ	タチモ								○	NT	NT	I	○	

表 2-2-1 (6) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準												
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
172	セリ	ホタルサイコ										II			
173		ドクゼリ										II			
174		ハナウド										II			
175		イブキボウフウ										準			
176		サワゼリ								VU	VU				
177	イワウメ	ナンカイヒメイワカガミ							○			II	○		
178	イチヤクソウ	シヤクジョウソウ										準			
179		コイチヤクソウ										I			
180		ジンヨウイチヤクソウ										I			
181	ツツジ	ヒメシヤクナゲ										I			
182		キョウマルシヤクナゲ								VU	VU	II			
183		ミカワツツジ										準			
184		チョウジコメツツジ										II			
185		イワツツジ										I			
186	ヤブコウジ	カラタチバナ							○			準	○		
187	サクラソウ	クリンソウ										準			
188		クモイコザクラ								VU	VU	I			
189	モクセイ	ヒトツバタゴ							○	VU	VU	II	○		
190		シオジ										不足			
191	マチン	アイナエ							○			II	○		
192	リンドウ	コケリンドウ										I			
193		ハナイカリ										I			
194		ホソバツルリンドウ								VU	VU	I			
195		イヌセンブリ								○	VU	VU	I	○	
196		ムラサキセンブリ									NT	NT			
197	ミツガシワ	ミツガシワ										II			
198		ガガブタ								NT	NT	I			
199		アサザ									NT	NT	I		
200	ガガイモ	フナバラソウ								VU	VU	I			
201		クサナギオゴケ								VU	VU	I			
202		スズサイコ								○	NT	NT	準	○	
203	アカネ	ジュズネノキ										I			
204		ハナムグラ								VU	VU				
205		イナモリソウ										II			
206	ヒルガオ	マメダオシ								CR	CR	不足			
207	ムラサキ	ホタルカズラ							○			準	○		

表 2-2-1(7) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準												
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
208	シソ	タチキランソウ								NT	NT	I			
209		ミズネコノオ								NT	NT	I			
210		ミズトラノオ								VU	VU	I			
211		マネキグサ								NT	NT	準			
212		ヤマジソ								NT	NT				
213		セキヤノアキチョウジ											II		
214		ダンドタムラソウ											II		
215		ミゾコウジュ									NT	NT			
216		ヒメナミキ											準		
217		ホナガタツナミソウ											準		
218		ミヤマナミキ											I		
219		ナス	アオホオズキ								VU	VU	II		
220	ヤマホオズキ								○	EN	EN	I	○		
221	ゴマノハグサ	イナコゴメグサ								CR	CR	I			
222		オオアブノメ								VU	VU	II			
223		シソクサ							○			準	○		
224		スズメハコベ							○	VU	VU		○		
225	ゴマノハグサ	ミカワシオガマ				○		◎	VU	VU	II	○			
226		ゴマノハグサ							VU	VU					
227		ヒキヨモギ										I			
228		オオヒキヨモギ							○	VU	VU	II	○		
229		イヌノフグリ								VU	VU	II			
230		カワヂシャ								NT	NT				
231	ハマウツボ	ナンバンギセル						○				II	○		
232		オオナンバンギセル										II			
233		ヤマウツボ										I			
234		キヨスミウツボ											不足		
235	タヌキモ	イイタカムシトリスミレ										I			
236		タヌキモ								NT	NT				
237		ミカワタヌキモ								VU	VU	I			
238		ヒメタヌキモ								NT	NT	I			
239		ヒメミカキグサ								EN	EN	I			
240		イヌタヌキモ							○	NT	NT	I	○		
241		ムラサキミカキグサ							○	NT	NT		○		
242		スイカズラ	ヤブウツギ										II		

表 2-2-1 (8) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準												
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
243	オミナエシ	オミナエシ						○				準	○		
244		コキンレイカ										準			
245		カノコソウ											I		
246	マツムシソウ	マツムシソウ										準			
247		ミカワマツムシソウ						○				I	○		
248	キキョウ	ヤチシャジン							CR	CR		I			
249		ツルギキョウ							VU	VU					
250		バアソブ								VU	VU				
251		キキョウ							○	VU	VU		準	○	
252	キク	ノコギリソウ										準			
253		カワラニンジン										不足			
254		イワヨモギ								VU	VU				
255		センボンギク											I		
256		ハコネギク											I		
257		オケラ							○				II	○	
258		ニシノヤマタイムシガサ											準		
259		モリアザミ											II		
260		リョウノウアザミ											II		
261		ヒダアザミ							○	VU	VU			○	
262		ヒゴタイ								VU	VU		I		
263		フジバカマ								NT	NT		準		
264		アキノハハコグサ								EN	EN		II		
265		スイラン							○				準	○	
266		ミズギク											準		
267		カセンソウ											II		
268		タカサゴソウ								VU	VU		I		
269		ホソバニガナ								EN	EN		I		
270		カワラニガナ								NT	NT		I		
271		ミコシギク								VU	VU		I		
272		ヤマタバコ								CR	CR				
273		ハンカイソウ											I		
274		ネコヤマヒゴタイ								VU	VU		I		
275		オカオグルマ											II		
276		オナモミ								VU	VU		I		
277		オモダカ	アギナシ							○	NT	NT		○	

表 2-2-1 (9) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準											
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
278	トチカガミ	スブタ								VU	VU	I		
279		ヤナギスブタ							○			II	○	
280		トチカガミ								NT	NT	I		
281		ミズオオバコ								VU	VU	I		
282	ヒルムシロ	コバノヒルムシロ								VU	VU	不足		
283		ヒルムシロ										I		
284		イトモ							○	NT	NT	II	○	
285	イバラモ	サガミトリゲモ							○	VU	VU	I	○	
286		イトトリゲモ							○	NT	NT	I	○	
287	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ								VU	VU	I		
288	ユリ	ソクシンラン							○			II	○	
289		ヒメニラ										II		
290		キイトラッキョウ								VU	VU	II		
291		キジカクシ										II		
292		ミノシライトソウ					○			EN	EN	I		
293		ミノコバイモ					○			VU	VU	I		
294		コシノコバイモ										II		
295		ユウスゲ							○			準	○	
296		ヤマユリ										I		
297		コオニユリ							○			準	○	
298		サクライトソウ					○			EN	EN	I		
299		ハコネハナゼキショウ										I		
300		イワショウブ							○			準	○	
301		ミカワバイケイソウ							○	VU	VU	II	○	
302	ヤマノイモ	カエデドコロ									I			
303	アヤメ	ヒメシャガ							NT	NT	準			
304		カキツバタ							NT	NT	II			
305	ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ							○		II	○		
306	イグサ	ホソイ									準			
307	ホシクサ	クロイヌノヒゲ							NT	NT				
308		シラタマホシクサ							VU	VU	II			
309		クロホシクサ							VU	VU	II			

表 2-2-1(10) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準											
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
310	イネ	ヒメコヌカグサ								NT	NT	準		
311		ヒナザサ								NT	NT	準		
312		ヌマカゼクサ										II		
313		コゴメカゼクサ										I		
314		ウンヌケモドキ								NT	NT	II		
315		ウンヌケ								VU	VU	I		
316		タチネズミガヤ										不足		
317		ヒゲシバ										II		
318		サトイモ	ホソバテンナンショウ										II	
319	カミコウチテンナンショウ									VU	VU	II		
320	キシダマムシグサ											II		
321	サトイモ	ヒツバテンナンショウ										II		
322		ユモトマムシグサ										I		
323	ミクリ	ナガエミクリ								NT	NT			
324	カヤツリグサ	ニイタカスゲ										準		
325		オオアオスゲ										II		
326		アワボスゲ										I		
327		ケタガネソウ										I		
328		タマツリスゲ										I		
329		オオタマツリスゲ										I		
330		サヤマスゲ								VU	VU			
331		ホソバヒカゲスゲ										II		
332		ウマスゲ										II		
333		オキナワジュズスゲ										準		
334		ヌカスゲ										I		
335		ヒカゲハリスゲ										I		
336		ツルカミカワスゲ										I		
337		チャイトスゲ										準		
338		センダイスゲ										I		
339		オオシロガヤツリ										準		
340		コアゼテンツキ										II		
341		イガクサ										I		
342		マツカサススキ										II		
343		シズイ								○		II	○	
344		ウキヤガラ										II		

表 2-2-1(11) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準											
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
345	カヤツリグサ	カガシラ								VU	VU	I		
346		ミカワシンジュガヤ								VU	VU	II		
347		コシンジュガヤ										準		
348		ケシンジュガヤ							○			準	○	
349		マネキシジュガヤ							○			準	○	
350	ラン	ヒナラン								EN	EN	I		
351		イワチドリ								EN	EN	I		
352		マメヅタラン							○	NT	NT	準	○	
353		ムギラン							○	NT	NT	準	○	
354		エビネ							○	NT	NT	II	○	
355		ナツエビネ								VU	VU	I		
356		キソエビネ								CR	CR	I		
357		サルメンエビネ				○				VU	VU	I		
358		ギンラン							○			準	○	
359		ユウシュンラン								VU	VU	II		
360		キンラン							○	VU	VU	II	○	
361		ササバギンラン										II		
362		モイワラン								CR	CR	不足		
363		マヤラン								VU	VU	I		
364		クマガイソウ				○				VU	VU	I		
365		ホテアツモリ		国内						CR	CR	不足		
366		アツモリソウ		国内						VU	VU	不足		
367		イチヨウラン										準		
368		セッコク				○			◎			I	○	
369		サワラン							○			I	○	
370		エゾスズラン										不足		
371		カキラン							○			準	○	
372		ツチアケビ							○			準	○	
373		アキザキヤツシロラン										準		
374		ツリシュスラン										不足		
375		シュスラン										I		
376		ノビネチドリ										準		
377		サギソウ							○	NT	NT	I	○	
378		ミズトンボ								VU	VU	I		
379		ホクリクムヨウラン										II		
380	ムヨウラン										I			

表 2-2-1(12) 重要な植物選定基準

No.	科名	種名	選定基準											
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
381	ラン	エンシュウムヨウラン						○			II	○		
382		キイムヨウラン									I			
383		ギボウシラン								EN	EN	不足		
384		フガクスズムシノウ								VU	VU	I		
385		セイタカスズムシノウ										I		
386		スズムシノウ										I		
387		クモイジガハチ								CR	CR	不足		
388		ヒメフタバラン										II		
389		アオフタバラン										準		
390		ホザキイチヨウラン										I		
391		ヨウラクラン							○			II	○	
392		ヒナチドリ								VU	VU	I		
393		カモメラン								NT	NT	I		
394		ウチヨウラン				○				VU	VU	I		
395		ニョホウチドリ								NT	NT	I		
396		コケイラン							○			準	○	
397		ジンバイノウ										準		
398		ツレサギノウ										I		
399		ハシナガヤマサギノウ										I		
400		マイサギノウ										I		
401		ミヤマチドリ										I		
402		トキノウ							○	NT	NT	I	○	
403		ヤマトキノウ										I		
404	マツラン								VU	VU	II			
405	モミラン								VU	VU				
406	クモラン							○			I	○		
407	ヒロハトシボノウ								VU	VU	II			
408	イイヌマムカゴ								EN	EN	I			
409	ハクウンラン										I			
410	ヤクシマヒメアリオシ ラン								NT	NT	I			
411	キバナダショウキラン								EN	EN	I			
計	93 科	411 種	0 種	2 種	0 種	11 種	0 種	74 種	166 種	166 種	383 種	74 種	0 種	